

第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 2 0 年 9 月 1 8 日 (木 曜 日)

議 事 日 程

平成 2 0 年 9 月 1 8 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

通 告 順	議 席 番 号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢 田 正 己	1. 健康づくりと介護予防のため、なかやま温泉に温水プールを
2	20	西 山 富 三 郎	1. 新たな公共空間の形成 2. 全国学力・学習状況調査等について 3. 鳥取県情報公開審議会の非公開に対する異議申立ての答申について
3	8	岩 井 美 保 子	1. 名和地区内の直売所について 2. 広域農道庄内地域内の橋梁調査について
4	3	吉 原 美 智 恵	1. 小地域福祉ネットワーク活動は推進されているか 2. 認知症サポーター養成に積極的な取り組みを
5	2	西 尾 寿 博	1. 「合併して早、4年目」、合併して見えてきたことは
6	1	近 藤 大 介	1. ヤンヤン郡との人事交流について 2. 「まちづくり危機宣言」を 3. 地域自治組織について
7	14	岡 田 聰	1. 農業振興策の実施を 2. 大山地区バス運行の見直しは
8	13	小 原 力 三	1. 首長選挙の取組みは

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢 田 正 己	1. 健康づくりと介護予防のため、なかやま温泉に温水プールを
2	20	西山 富三郎	1. 新たな公共空間の形成 2. 全国学力・学習状況調査等について 3. 鳥取県情報公開審議会の非公開に対する異議申立ての答申について
3	8	岩井 美保子	1. 名和地区内の直売所について 2. 広域農道庄内地域内の橋梁調査について
4	3	吉原 美智恵	1. 小地域福祉ネットワーク活動は推進されているか 2. 認知症サポーター養成に積極的な取り組みを
5	2	西尾 寿博	1. 「合併して早、4年目」、合併して見えてきたことは
6	1	近藤 大介	1. ヤンヤン郡との人事交流について 2. 「まちづくり危機宣言」を 3. 地域自治組織について
7	14	岡田 聡	1. 農業振興策の実施を 2. 大山地区バス運行の見直しは
8	13	小原 力三	1. 首長選挙の取組みは

出席議員（20名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聡
16 番 椎 木 学	17 番 野 口 俊 明
18 番 沢 田 正 己	19 番 荒 松 廣 志
20 番 西 山 富 三 郎	21 番 鹿 島 功

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山 口 隆 之	副町長……………	田 中 祥 二
代表監査委員……………	椎 木 喜久男	教育委員長……………	伊 澤 百 子
教育長 ……………	山 田 晋	総務課長 ……………	田 中 豊
企画情報課長 ……………	野 間 一 成	住民生活課長……………	小 西 廣 子
税務課長 ……………	中 田 豊 三	建設課長 ……………	押 村 彰 文
農林水産課長 ……………	池 本 義 親	水道課長 ……………	舩 田 晴 夫
福祉保健課長 ……………	戸 野 隆 弘	人権推進課長 ……………	近 藤 照 秋
観光商工課長 ……………	小 谷 正 寿	大山振興課長 ……………	福 留 弘 明
診療所事務局長……………	斎 藤 淳	地籍調査課長……………	種 田 順 治
教育次長……………	狩 野 実	社会教育課長 ……………	小 西 正 記
学校教育課長……………	西 田 恵 子	幼児教育課長 ……………	高 木 佐奈江
農業委員会事務局長…	高 見 晴 美	中山支所総合窓口課長…	山 下 一 郎
大山支所総合窓口課長…	麴 谷 昭 久		

午前 9 時 3 0 分開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は 20 人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（鹿島 功君） 一般質問の前に、みなさんにご報告いたします。

さる 9 月 11 日、諸遊壊司議員から、一身上の都合により、経済建設常任委員会副委員長の職を辞任したい旨の願いが経済建設常任委員長宛に提出されました。

大山町議会委員会条例第 12 条第 1 項の規定により、所管の経済建設常任委員会で審議の結果、委員長から許可されたことの報告がありました。

なお欠員となりました副委員長には、大山町議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、近藤大介議員が互選されましたので、併せてご報告いたします。

次に、9 月 10 日に議案質疑を行いました。議案第 119 号 大山町農業集落

排水事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑における17番 野口俊明議員に対する答弁の保留に関し、水道課長の発言を許します。水道課長。

○水道課長（船田晴夫君） 下水道処理施設の接続率について、ご報告を申し上げます。農業集落排水施設の方から処理区ごとにご報告を申し上げます。平成20年3月31日末現在の数字でございます。上野福尾処理区94.4%、国信末吉処理区95.1%、大山口処理区88.8%、稲光平田処理区82.7%、長田保田処理区87.9%、豊房処理区91%、種原処理区81.8%、飯戸坊領処理区69.7%、清原末長処理区66.3%、赤松処理区79.6%、名和处理区75.7%、光徳処理区37.6%、赤坂下甲処理区90.7%、中山口処理区90.9%、御崎処理区82.1%、八重処理区90.7%、高橋処理区78.0%、農業集落排水施設の平均加入率が79.3%でございます。平成18年度の接続率が74.45%ございましたので4.85%の伸びでございます。

続きまして公共下水道の加入率、接続率をご報告申し上げます。大山処理区84.5%、中高所子処理区73.2%、名和处理区47.9%、逢坂処理区83.7%、公共下水道の平均接続率が60.9%でございます。平成18年度が58.26%ございましたのでプラス2.64%の増加でございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） なお、課長に一言ご注意申し上げます。決算審査の上でこういう数字は当然用意して、質疑の時には用意しておくのが当然、毎年のごでございますのでこれがないと、手元に無いなんていうのはおかしいほうでございますので、今後このようなことがないようによろしくお願いしたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（鹿島 功君） それでは日程第1、一般質問を行ないます。通告順に発言を許します。18番、沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） おはようございます。18番沢田です。私は健康づくりと介護予防のために、なかやま温泉にプールを作ったらどうかということなんです。泳ぐプールじゃなくて、歩くプールというふうに考えていただきたいと思っています。

なかやま温泉は、1分間に200リットルのお湯を噴出して湯量豊かな、アルカリ性単純温泉で、日本有数の美肌の湯として知られ、一度お湯に浸れば肌はつるつるで、温泉入浴によるリラックス効果はもとより、神経痛・筋肉痛・慢性消化器疾患・疲労回復などに効果があるといわれております。

しかしながら入浴客は最盛期の平成12年度の11万5,000人に比べ、平成19年度は、8万9,000人あまりと年々減少の傾向にあります。この低迷状態を解消し、経営の安定と町民の健康や介護予防に資するため、効果豊かな泉質を利

用した温水プールを整備し、町民の健康や介護予防に役立ててはどうかと考えるところでもあります。

財政状況の厳しい折ですが、施設整備に難渋されるかも知れませんが、この温水プールを活用した水中ウォーキングや健康増進施策により、医療費の軽減や寝たきり予防が図られれば一時の投資はすぐに元が取れるでないかと考えています。特に水中ウォーキングは、米子のスイミング教室に大勢の方が、通っておられると聞いております。是非、なかやま温泉に温水プールを整備され、大山町地域福祉計画のキャッチフレーズでもあります、「元気の出る住みよい福祉の町づくり」の実現に図っていただきたいと思うのであります。

町長の考えをお聞きするわけでございますが、その前に私、まあわれわれは議員と致しましてでも、また町長をはじめ執行部の皆さん方も、いかにしてその町民のその健康を図るかっていうことは、これはどなたさんも考えておられることだろうと思います。それに伴いまして、10年ほど前だったのですが、われわれ中山町議会時代に、全国で一番低い、安い国民健康保険の一番安い町に視察に行ったわけなんです。それはどこかと申しあげますと宮城県の二本松町というところなんです。これ健康保険税が本当に安い。全国の健康保険税から比べて半分ぐらい。そらいったいなんだらうかということ。これは健康づくりに大学の教授を招いていろいろと講演を聴いておられるそうでございますが、わたしたちはその一端を勉強して帰ったわけでございますが、一番1軒のうちで健康であるというのは、家内中が健康でないと、一人でも病人がおったらみんながふさぎこんでしまう。そういうことからとにかく家内中が元気でなければならぬ。それから食べものにしてでも家内中が同じものを食べて、たくさん食べるということ。これが第2の健康の秘訣だと。その他いろいろあったわけでございますけれども、私、今だに脳裏に浮かんでいるのは、女の人が腰が曲がって男の人は何で腰が曲がらんだらうか。これは大学の教授が言っておられたんですが、「1軒のうちで同じ食べ物を食べておってでも、男性の方はカルシウムを摂る機能がある、ところが女性にはカルシウムを摂る機能が非常に少ないから、70歳過ぎたらみんな腰が曲がってきた。それは何なのか。カルシウムが足らんからだ」と、そういうようなことを話されておったときに、なら男性だけがカルシウムを摂るものを食べておるかというものでない。女性がカルシウムを摂る機能が薄いんだということを知って、ああそういうもんかなあ思った。そういうことからしてですね、大山町もこれに取り組まんわけではないわけなんです。19年度の決算書みてみますと、地域支援事業施策で水中ウォーキングを行なっているわけですが、生活習慣予防のための週2回10回コース対策で40歳以上の人を米子に運んでいるということ。私はここで疑問を感じるわけです。米子にわざわざ運んでいくようなら、中山に温泉があるから施設を造ったらどうなんだというこ

と。施設を造って、健康で健康保険税が少しでも安くなるならいいでないか。

19年度の決算書を見たときに、いやあこんなにいるんかいや。健康保険税、あんた決算してみて、認定してみて、健康保険税で25億、老人医療で27億。これはまあ一般財源から全部出るわけではないですけども、ところが財政の中の半分はなんで医療費にみんないっておるでないか。そういうことを考えてみたときに、是非温泉プールを造って、みんなが健康になって、40歳以上でなくして子どもも入って子どもの時から体力を付けていく、体が悪いところを無いようにするということが一番ではないかと思うわけです。ですから町長、一つ温泉プールを造ってやるということを今日は言っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、沢田議員さんの質問に答弁したいと思います。沢田議員さんの迫力に負けないように答弁をさせていただきます。「なかやま温泉に温水プールを」というご質問でございました。

このことにつきましては、町としても平成17年度から検討してきた経過もあるところでございますし、議員さんの方からもご質問いただいた経過もあるところでございます。

検討の当初はですね、プールは25mの5コース、これで介護予防を主体としながらリハビリルームとそれからトレーニングルームを兼用した案ということでA案、さらに同じく25mの5コースで介護予防と一般使用の充実を図ってリハビリルームとトレーニングルームを分けたB案というのを作成いたしました。その建築費の概算はそれぞれ、A案が約4億円でB案が4億9,000万というかなり高額なものであります。

そのため、できるだけ建築費を下げるために、プールを15mの3コースの最小限の設計として、介護予防を主体としてトレーニングルームは既存の生活想像館の一部を使用するというC案を作成しました。これでいきますと建築費は1億円あまりとなることということが分かったところであります。

それを実施するにあたっての補助の制度についても調査をいたしました。先進的な事業支援特例交付金が該当する可能性はありましたが、この交付金に温水プールが採用された実績はないという状況でありましたし、仮に採択されたとしても、当時その補助の上限額は2,000万円ということでありました。町の持ち出しは建築費だけで8,000万円以上と高額になるということが分かったところであります。これ以外にも、施設の維持管理、使用の用途に応じた専門指導員の確保、更には備品の整備が必要となってくるというところであります。

現在も、同様の交付金制度がありまして該当する可能性はありますけれど、その補助金の上限額は3,000万円ということでありまして。

なお、最小限のC案ということでありますれば、用途は水中ウォーキング等の限られたものとなってまいります。現在、水中ウォーキングは、介護予防一般高齢者施策事業として先ほどご質問にありましたように米子市のジャパン・スイミング・スクールに委託しておこなっております。参加者はスイミングスクールの専門の指導員から指導を受けております。この事業は1クールあたり10回のコースで25人を定員としておこなっております、平成19年度は、年間6クールで延べ1,330人の参加がありました。この経費は、年間6クールの委託料120万円であります。

なかやま温泉の資源を生かした介護予防施設の整備や事業の展開は、確かに魅力的であるというふうに思っておりますし、その必要性というのも理解するところでありますが、このような状況を踏まえて対投資的効果を考えていきますと、それをおっしゃるように今ここでプールを造るというふうな判断をお示しするには、少し躊躇せざるをえない状況かなというふうに思うところであります。ご理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

○議員（18番 沢田正己君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） 私この温泉プールにつきましては昨年の12月に諸遊議員の方からこの質問が出まして、町長の答弁の内容を見た時に、町長はどうもこれはやる気があるなというふうに感じましてですね、よし、ならおらがもういっぺん質問しようということに決しましたので。

ところが町長の今の答弁の中で「財政は厳しいけれども、何とかせないけん」ということの答弁でございまして、まあ一つ町民の健康のために一つ思い切った施策をしていただきたいというふうに考えますので、もういっぺん町長の答弁をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。沢田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、そのように聞こえたのでありましょうか。

実は、諸遊議員さんからご質問をいただいた時、調査をして今、結果として今お答えしたわけでありまして。私も思いは同じでございまして、やはり健康づくり大事なことでありますし、その中で、体に大きな負荷をかけなくて介護予防になる水中ウォーキング、これが非常に効果があるということは私自身も理解しております。そういった中で今申し上げましたように米子に、これこそ米子の方もプールも大変でございまして、昼間はあまり、特に平日の昼間というのは空いている状況が多いわけでございます。そういった中でそこを活用させていただくということの中で、今そこと契約して取り組んでいるわけでございます。実はそこには指導員さんもい

らっしゃる、専門の指導員さんがいらっしゃって、ただ水中を歩くだけではなくて、やはりその状況に合わせて、運動を考えながら指導しながらやっていくということで効果を上げているということでありまして、その委託料が今言いましたようにそんなに大きく掛かっていないということでもあります。まあ町が設備をするということ、今申し上げましたように、最低の小さな15メートルの3コースぐらいの約1億円ぐらい掛かる。お湯は確かにあるんでありますけれども、そういった施設を造り、そしてその後の維持管理、運営、このことがどれだけ負担がかかっていって、それがどれだけの人に利用いただいて効果が上げられるのか、そのことをやはり検証していかなければなかなか投資額として先ほども言いましたように1億が3,000万ぐらい補助をいただいて、たとえば7,000万がだ6,000万となったとしても、やはりその投資している部分が米子で委託している確かに運びますけれども、距離も近くなっておりますし、そういった中で専門的な指導をいただき、きちっとした形の中で取り組んでいく中で効果を上げてきておるわけでありまして、そこでそれを敢えて今町の温泉を利用するという観点の中で造ることが本当に町として健康増進に大きな効果を上げていくのかというところは、もう少しそういう意味で考えさせていただきたいというのが、先ほどの答弁でございまして、やるというふうなことを答弁の中で表現したつもりはございませんが、まあひとつ気持ちは持っている、気持ちは同じだということは一つご理解をいただく中でわれわれ今後も検討していきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議員（18番 沢田正己君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 追及ですか。

○議員（18番 沢田正己君） 町長の前向きの、前向きであるというふうに理解いたしまして終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 恒例となりました沢田議員さんの次に立たせていただきます。なんか感慨無量な感もあります。今回は3点質問をいたしますが、始めに新たな公共空間の形成ということであります。

第27次地方制度調査会が2003年4月に公表した今後の地方自治制度のあり方についての中間報告には、地方分権時代における基礎的自治体の体制を構築していく上での重要な視点として新しい公共空間という考え方が打ち出されています。聞きなれない公共空間という言葉と意見合いが論議され、自治体の中には、自治体運営の新たな方針に組み込むところも出ております。本町での対応はどのようになりますか。

次に、「私」に背くの認識は、ということであります。公の最もポピュラーな例は、聖徳太子の17条憲法の第15条であります。「私に背いて公に向うこれ臣の道なり」とあります。「私」に背くとは、あらゆる活動を行なうとき、相手との関係で「私」を抑制することから、自己規律が行動の基礎となっている点であります。そして「私」の好み・趣味・利害・関心などを相手との関係では、できる限り控えること、端的に言えば、私利私欲の自己抑制であり、今日の表現で言えば、「公平」ないしは「公正」の確保であります。

地方自治法第138条の2には、自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負うと謳っています。不法行為の発生などの対応は十分でありますか。

次に、職員は全体の奉仕者であります。認識に欠けておりませんか。先般決算の時に、監査委員に「税金どろぼう」と言われる職員のスタイルはどうかと言いました。町長に振りまいたけれど、町長は答えませんでした。合わせて税金どろぼうと言われるような職員はどんなことを住民がさせているのか、最初に伺っておきたいと思います。

次に、行政は現場主義であります。現場を知らない職員が多いのではないですか。第1点は以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは西山議員さんの質問に答弁させていただきたいと思いますが、この度も大変難しいご質問をいただきました。わたしなりに思うところを述べさせていただきたいと思いますが、まず、新たな公共空間への本町での対応はということからありますが、昭和60年代のバブル景気の崩壊以降、わが国全体の社会経済情勢の変化や少子高齢化や男女共同参画社会の形成、また地域連帯感の希薄化に伴い、従来は家庭等において対応されてきた未満児保育や高齢者介護、地域住民の共同で取り組んでいたさまざまな環境保全活動などが公共サービスとして求められるようになってきております。

一方、地方自治体では、国家的財政課題解決の名のもとにトップダウン型の市町村合併が進み、さらには健全財政運営の観点から行政職員の大量削減をせざるを得ない状況が現状であります。

増大する公共サービスに対して、行政だけで対応できる部分には自ずと限界があり、地域における住民サービスを行政が関与しながら行政以外の「民」、民間企業やNPO法人、住民団体などがありますが、こういった方々に担っていただく、そうした分野が「新たな公共空間」であり、具体的な本町での取り組みといたしましては、平成18年度後半から開始しました指定管理者制度の導入であり、また、来年度から予定をいたしております学校給食調理業務の民間委託などであるというふうに考えておるところであります。

本町では地域自治組織の強化の取組みが遅れておりますが、公共サービスへの行政との協働という観点でみますと、この地域自治組織との相互連携も大きな力になると考えておるところであります。

次に「私」に背く、への認識はということであります。不法行為の発生などの対応は十分であるかということありますが、これまでににおいては、自治研修所を中心とした職員研修に継続して取り組んでおりますけれども、本年7月には、「私たちの行動規準」という43ページにわたる冊子を作成し、全職員を対象に研修の機会を持ち、その意図するところを説明し常に手元において自己点検をするよう指示したところであります。この中には、職員としての7つの行動規範をあげ、「職員は常に町民全体の奉仕者であることを自覚し、法令を遵守し、実践し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現と町民福祉の増進を目指して全力を挙げて職務を遂行する」とことといたしています。全職員の自覚を信じておるところでありまして、先ほどの質問にありましたようなことについてはないものというふうに思っておるところであります。

また職員が全体の奉仕者として認識に欠けていないかということですが、そのような思いで取り組んでおりますので、そういったものはないというふうに思っておるところであります。

最後に、行政は現場主義である。現場を知らない職員が多いのではないかと、というご指摘がございました。3町が合併をして3年あまりが経過をし、この間に出身町以外を知ることもひとつの目的として人事異動をかなりいたしました。なかには毎年異動を余儀なくされた職員もいる状況であります。異動の中で、建設や農林担当など現場に直面せざるを得ない職員については、それなりに把握できているというふうに思いますが、現場に直接出かける機会の少ない職場の職員におきましては、町民に対して十分な対応ができていない場面もあろうかと思っております。毎月開催をいたしております管理職会議におきまして、仕事の合い間を縫って地域に出かけたり、休日に進んで地域を回るようにと各課長に指示をしております。どうかご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あの、今町長、地方団体でなく自治体といひますね。地方団体でなく、自治体。地方行政でなく、自治体行政、地方核じゃなくて市町村核、県下市町村でなく県内市町村、末端自治体でなく先端機関、地方公務員でなく自治体職員、このようにですね、表現が変わってきています。2003年4月にはね、国の方からローカルガバナーから、あ、ローカルガバメントからローカルガバナーに変わって欲しいというふうなですね、お願いが、訴えがあったと思ひ

ますよ。町長はその道の専門家ですから、ローカルガバナーから、ローカルガバメントからローカルガバナー、ローカルガバメントからローカルガバナー、これについてどういう認識ですか。

それからですね、NPOの登場、これが大きな公共空間等へのですね、契機づけになっているわけですね。契機づけ、契機の契は契約の契と機械の機です。根拠、要因などとして動き、そのものの成立を直接関わる本質的な要素、これはわが国においては公というのはですね、公が、公が、おおやけ、国が中心であって、協働の同が抜けておったんです。公共というのはですね、政府と住民ということですよ。ね、公共というのは、公と協働の2つ、これがまちづくりの基礎にならなきゃならんと思いますよ。したがってNPOがですね、この間、ちょっと調べて見ましたら、大変な役割を法律で定められておりますね。ご承知のように、地方自治法にはですね、第2条で行政は住民の福祉の向上を図らなければならないっていつてるんですけどね、NPOのですね、内容を調べてみましたらね、17項目あります、17項目。この17項目がですね、17項目が行政よりもっと余計な範囲までですね、NPOのですね、法律で定めておるんですね。定めておるんですね。福祉から教育にいたるまで。この辺のNPOというのはの存在が公共空間への進行になったと思うんですよ。これ、その辺でですね、そこで今言いたいのはですね、NPOの法律を読んでみますと、第1条にこの市民という言葉が出てくる。日吉津の村民も市民だと、大山町の町民も市民だと、米子市の市民も市民だと。市民、主体性をもった公共的な仕事に関わる住人という意味だと思うんですけどもね、市民という言葉が出てくるんですよ。この市民という言葉がですね、公共空間を作っていく中で、どのようにですね住民にですね、説明していこうとするんですか。

で、次にはですね、2005年の3月には、2005年の3月にはね、総務事務次官が、地方自治法の第252条の17の5に基づく、技術的助言を行なっているんですよ。ここに新しい公共空間を形成する戦略本部となり、自らが担う役割を重点化していくことが求められている。このような状況の中で、地方公共団体においては新しい視点にたって体制を刷新していくことが必要であると言っておる、ここに2005年の段階で公共空間ということを、総務省の事務次官がですね、自治体に出しておるんですよ。で、答弁はわたしはいいと思いますよ。正直言っていますから。そりゃあ、給食だとか指定管理者に出しておる。ただ遅れているのが自治組織だと。だから私がですね、以前から言っておりますけれどもですね、基本条例をつくり、住民自治組織を作ることがですね、公共空間を全うしていく対策だと思うんですよ。このまあ第一点は、この程度にしておきますがどうですか。

それでですね、2点目ですね、2点目は何だったですかいね。あ、「私」に背くの認識ですね。公平、公正、よく職員はね、言を左右にする人がいますよ。「まあまあ、

なんてことを言うんだろうか、私をこのね馬鹿にしておるんだろうか。ようそんなことですね、仕事を通るなど。言を左右にする人がいますよ。それであなた方はその何か職員の心得のようなものを決められたようですけども、それは嘱託とか臨時とかそういうふうな人にも渡しておるんですか。町長はカラオケ上手ですから、カラオケで飲んだりどっかで出会って、たとえば職員や嘱託や臨時にですよ、甘いような言葉を言って住民を惑わすような言動はないでしょうね。魚は頭から腐るって言うですよ。魚は頭から腐る、行政はトップから腐っていくんですよ。わたしどもは長い間の経験の中で、トップがおかしくなって崩壊した経過を知っています。町長は毅然としてですね、職員には、叱ることは叱る、注意することは注意する。住民から血税をいただいているんだからということで部落を迷わしたり、住民に説明のできないような言動はないでしょうね。嘱託や臨時や、そういう人にもですね、あなた方が作った幾つかのですね、役場の職員の決まりというものを見せておるんですか。それから臨時の方や嘱託の人はね、職員っていうのね、「おはよう」「こんにちは」「ありがとう」これが原則ですよ。人間は。「おはよう」「こんにちは」「ありがとう」、出会ったってね、空ふいてこうしてる、後ろからこうつっぱりでもかけてやらないけんような、そんな格好で歩いている、まあ臨時とか嘱託の人ですけども、臨時や嘱託の人は少し認識に、公の認識に欠けると思いますが、もう少し嘱託や臨時職に説明のできる人事体制、教育がなさっていただきたいですよ。それからですね、全体の奉仕者というのはその辺に含めておきましょう。

そこで現場主義ですね、現場主義っていうのはね、確かに合併しましたから、広くなりました。だから現場を知らん、ということをおるわけじゃないです。旧大山町時代、旧名和町、旧中山町時代の現場を知るといのが職員の使命ですよ。住民はですね、こういうことを言ってるんですよ。自治体の関係者に訴えたい。プランニングには机はいらない。必要なものは足と目、土地の人との対話をする耳と口、そして何よりも土地の人たちの気持ちになりゆる心である。こういうことを言ってるですよ。範囲が広がったということではない。以前の役場からそういう認識があるかということ。それからですね、2番目にはね、自治体にとって、最も重要なポイントは、現場主義であります。本来住民が主人公であり、その住民の必要性を満たすために地方自治体が構成されている。地方自治体はなぜか。住民の要望を満たすためにあるんですよ。それが現場がポイントということです。それからですね、現場から課題を見つけて、自ら必要な政策を作り出すとする政策形成能力が問われています。政策形成能力はですね、机におっちゃあできませんよ。現場に出て、現場を知りながら誇りをもって、わたしは職員というのは誇りをもつべきだと、これだけの仕事をさせていただいた、できた、誇りうる職員でですね、日々をですね、暮らしていただきたい。言を左右にしたり怠けたり、私に背くような、あ、私

に背かないかんわけですよ。私利私欲じゃいけない。公平、公正な職員ですよ、形成に努めて欲しいと思いますよ。

うーん、そしてですね、言いたいことはね、やっぱり地域の潜在力を十分に発揮する。現場に出ると地域の潜在してるかが分からないでしょう。ね、総合計画には、協働という言葉が出ていますね。協働という言葉が。この協働というのは、民間委託を超えるものだと思うんですよ。民間委託を超えるもの。給食センターを民間委託に出す、中山の温泉を指定管理に出す。そうじゃなくて、協働というものは、それをも越えるものだと思うんですよ、越えるもの。協働の発想はどうですか。まあ、次にこの程度に。

○議長（鹿島 功君） 西山議員さんにちょっとひとこと。要点をもう少しまとめてですね、要領よく質問をいただきますように。答弁も困られるようでございますから。町長。

〔「質問が分からん」と呼ぶものあり〕

○町長（山口隆之君） 議長。

〔「まとまってるわい」と呼ぶものあり〕

○町長（山口隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきたいと思いますが、十分な答弁ができないことをまずご了承いただきたいというふうに思っています。広範に亘って再質問いただきました。なかなか私どもの、状況を越える質問がたくさんありまして非常に戸惑っておりますが、まず最初のローカルガバメントとローカルガバナー、これへの移行はどういうことか、正直申し上げて承知いたしておりませんので、改めてまた勉強させていただきたいなというふうに思っています。

それから、公共空間を作る上でのNPOの役割というご質問でございました。そのとおりだというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたように、今まで行政サービスというのをそのあらゆるいろんな住民の課題を行政が担って、行政サービスを行ってきた。そういった中で地域の力がある意味衰えてきた、住民の意識なり住民の力が衰えてきた、それは衰えたというか行政に依存して、という体質に変わっていったしまったという経過があるんだろうと思います。そういった中で今それが、また改めて課題として上がり、住民の皆さんあるいは行政との役割、このことをしっかりともう一度見つめ直そうという時代がきているんだろうというふうに思っています。そうしないと実際に税だけで国や地方自治体が動けるわけでありませんので、やはり住民が汗を出し力を出すということがなければならぬだろうというふうに思っています。またそういったことができるのが、こういったわれわれの顔の見える範囲で暮らすまちのあり方にもつながるのではないかなというふうに思っております。そういった中ではNPOとかいう組織も当然大事であります

し、法的にそういった中で活動を行っていただく団体もたくさんできてくることも大事でありますけれど、そういったことだけでなく、やはり隣り近所、あるいは各自治会等、そういったそのあるいは横のつながりでのいろんな団体、いろんな仲間があると思うんですが、そういったところの中で、本当に自分たちでできることは自分たちでまちのために自分たちのためにやっつけていこうという、そういった活動をどんどん流していく、そういった活動をどんどんできていく、そういった環境を作っていくことが大事かなというふうに思っています。実際そういうことは昔からあったわけでありまして、そういった部落作業とか、あるいは地域の活動とかあったわけでありまして、そういったことがだんだん行政の方にシフトして、それは自分たちの仕事だという認識から外れてきているというのが現状でありますから、それをもう一度、そういった気持ちを取り戻そうじゃないかということだろうというふうに思っております。そういった活動をきちっとした体系付けていく上での法的な裏づけとして、例えばNPOとかいろんな団体を作るときには、そういった方を使っていけばいいわけでありまして、まずは住民一人ひとりがそういった意識になるということが大事かなというふうに思っておるところであります。そういった中から今地域自治組織、これの取り組みを今進めようとしております。このことが、その取り組みにつながっていくんだらうというふうに思っていますので、まずこの組織を立ち上げることが目的ではなくて、その組織の必要性、その活動の必要性ということを一人ひとりに分かっていただく、そこから地道に進めていかなければならないのかなというふうに思うところあります。

それからどういった事例の中で、先ほどおっしゃった私に背く、職員が言を左右するようなことがあったというふうなことをお聞きいたしました。どういう経過の中でどういうことなのか、詳細は分かりませんが、いずれにしても職員としてやはり住民の皆さんに信頼される職員でなければならないというふうに思っております。そういった中で住民の皆さんの思いというのを受け止めて住民の皆さんに対応できるのが職員だというふうに思っていますけれども、ただ住民の要望の中には、いろんな要望があるわけでありまして、決して全て住民の皆さんのおっしゃることを全て聞かなければならないというわけではないと、わたしは思っております。そういった中でやはりそれができないこと、無理なことであるならば、そのことはきちっと説明をして理解をしていただく努力をしなくちゃならないと思っています。そういった意味からは、住民の皆さんにとりまして、一部職員とで意見が合わない、あるいは町の姿勢とは合わない部分があるろうかと思いますが、でもその部分はやはり納得して理解していただくように努力していくことが必要だと思っております、そういった中で職員の対応とか、あるいは言動に自分で不満な思いがあるということをお聞きする場合がありますけれども、職員としては、そういったことの無いように、

基本的には住民の皆さんに理解を求めていくことが大事だというふうに常に言っているところであります。

そういった取り組みを今後とも続けていきたいというふうに思っていますし、もちろんそういった姿勢というのは、正職員に限らず臨時職員も嘱託職員も当然町の職員としての立場でありますので、同じ思いで取り組んでいけるようにこれから一層研修を深めていきたいというふうに思うところでありますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議員（２０番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（２０番 西山富三郎君） あのね、人事異動というのは町長、業務委託をするんですよ、あなたが。あなたがトップですけど、あなたが一人でできるわけじゃないですから、それで補佐がいるんですから、あなたの命によって大事な行政執行のですね業務委託をする、実績評価をする。したがってですね、それを十分把握した上でですね、副町長がおり課長がおり職員がいるわけですから、お互いが切磋琢磨して、その辺のもう少し、課長に対して暴言でも吐くような部下もいるですよ。そのようなことが無いように再度十分な、監視、監督をして欲しい。

それからですね、私が現場主義ということを書いてますけどね、現場主義、こういうことだと思いますよ。職員に求められる像というのは、地域と住民と直に接触する現場に出て、自治体の仕事に必要な感覚と対処方法を身につけること、これは地域住民思考に徹した職員としての自己形成だと言っていますよ。自己形成をですね、あなたはやっぱり指導せないかん。町長、副町長、管理職が自己形成というものを大事にせないかんと思いますよ、この認識どうですか。

それからですね、お金、お金、お金ですよ。公金の使途を、公金の使途を役場の職員は、まあそら若い方は分からないでしょうけれど、多くのものが知っておってですね、住民に説明でき得る職員までなって欲しいと思うですよ。それからまあ何にもできんでしょうけれど、無理だ、できないと諦めずに、どうすればこの問題に乗り越えることができるか。アタックする職員ね、挑戦する職員をですね、作って欲しいと思いますよ。

まあ時間の関係ですけど、以上のことで、それから町長は答えませんが、税金泥棒だという職員が多い。わたしら議員まで言われております。いろいろわたしたちも公共空間の一員ですよ。税金泥棒と言われるような職員は、どんなものを町民はさして言っておると思うんですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。え一再質問に答弁させていただきますが、おっしゃる意味というのがわたし自身も十分に理解できない部分があるんですが、先ほど答

弁申し上げましたように、職員の姿勢としては申し上げたとおり、われわれとしても指示をし、研修しているつもりであります。まあそれが臨時職員や嘱託も入れれば、そりゃあもう300から350、400近い職員がおるわけであります。そういった中で不十分な部分もあるかもしれませんが、われわれとしてはそういった思いで常に取り組んでおるところでありますし、その先ほど言われた現場主義ということ言えば、おっしゃるとおりその現場という部分は住民の心だというふうに思っておりますので、そういった事をきちっと受け止めて、自分たちの範疇ではなく、住民の皆さんの思いをしっかりと受け止めた中で判断をしていく姿勢を持つということは、それは同じ思いだというふうに思っております。そういった中で今の税金、だからそういったことをきちっとし、信頼される職員になること、ですから常日ごろ申し上げていますのは職員に、自分の立場、身分をきちっと明らかにした中で住民と対峙しなさい。電話では名前を言いましょう、誰が対応しているか言いましょう、それから接遇の時にも分かるように名札を付けて自分が誰であるかということを示しながらやりましょう。そのことがやはり自分がその仕事をきちっとやっている、あなたと対応しておりますということを示す、それが自覚にもなるし職員の誇りにもなる。だからそのことが大事なことだという話をしております。そういった中で、そういった姿勢で取り組んでいくということで、それが税金泥棒と言われるようにならないために、やることがそのことだというふうに思っておりますし、具体的にそういった事例があるようでありましたら、われわれとしてもさらに研修を深めたいと思っておりますが、常日頃そういった姿勢で頑張っておりますので、どうかご理解とまたご指導よろしくお願い申し上げるしだいあります。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 次に進みます。2点目は、全国学力・学習状況調査結果等についてであります。調査は小学校6年、国語・算数と中学校3年、国語・数学の全児童生徒とし、知識に関する問題と活用に関する問題を出題しましたが、生活習慣や学習習慣等に関する質問紙調査で学力との相関を調べました。

1つ、その状況を把握、検証し、結果を施設や指導の改善につなげ、教育の向上を図るものであり、市町村間や学校間の序列化や過度の競争をあおるものではない。この認識を教育委員会どう思っていますか。結果を踏まえて今後の対応策はできていますか。

2点目、学力を左右する要因の分析、1つ宿題、2読書、3朝食、4学校に行く前に自分で準備する。5家庭でのコミュニケーションの状況を把握することが大事だと言われております。教育委員会、学校では十分できておると思っておりますが、このような大事な基礎的な部分は掌握されておりますでしょうか。

3点目、県教委は非開示としました。拒否の理由を教育委員会どう思っていますか。多くの教育関係者、識者、県民に非開示の方向を示しておったんですね。県民との約束であったと思いますよ、非開示は。教育論からもですね、私はですね、当然だと思う。制度論より教育論が優先すべきだと思っています。県教職員組合、全国連合小学校校長会、県市町村教育委員会研究協議会が非開示の要求をしておるとは思います。どのような認識ですか。新聞報道等によりますと、県下の教育長会議があった時に、日吉津村が欠席だったそうですけれど、南部町は公開でもよろしい、大山はややそれに近いというふうなこのことが報道されましたですね。他の町村は非開示だという姿勢だったようですが、その辺の認識はどうなんですか。

4点目、教育の淵源、教育の流行、不易とは大山町の教育が目指すものは何か。教育の地方自治とは何か。ついで教育の地方分権とはどういうことですか。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長。今回、西山議員さんからは2つの質問をいただきました。2つとも今、全国の教育会、また教育の現場でいろいろと議論をされているテーマであります。特に鳥取県においては知事のお考え、教育長のお考え、教育委員長のお考えなどいろいろありまして、紙面も賑わしておりますし、皆さんもいろいろご関心を持ってご覧になっていることと思います。わたしたちもいろいろな形で論をしております。今日は精一杯お答えをしていきたいと思っております。ちょっと長くなるかもしれませんが、ご理解ください。

まず「全国学力・学習状況調査等についてお答えいたします。ご指摘の「全国学力・学習状況調査」のまず実施目的ですが大きく分けて3つあると思っております。まず、国が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析をすることにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証しその改善を図る。二つ目に、各教育委員会、学校が全国的な状況との関係において、自分のところ、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握して、その改善を図ること。三つ目に各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握して、児童生徒への教育指導や学習状況の改善に役立てること、この3点であるというふうに認識いたしております。

大山町におきましても、昨年、学力向上検討委員会を設けまして、町全体の学力・学習状況調査の結果を分析いたしました。これまでの教育施策や各学校の取組の成果や課題を明確にいたしまして、その改善に努めているところであります。

またこの調査は、国語と算数・数学のペーパーテストと同時に、今お話にあったように、学習意欲、学習方法、学習環境、生活などのいろいろな側面に関する質問紙の調査も実施をしております。調査項目はたくさんありますが、例えば、朝食を毎日食べていますか。学校に持っていくものを、前日かその日の朝に確かめていま

すか。普段、1日にどれくらいの時間、テレビやビデオをしていますか。読書は好きですか、家で学校の宿題をちゃんとしていますか。家の人と学校での出来事などについてよく話をしていますか、こういったようなことがあります。こうした1つ1つの結果も把握分析をしますし、ペーパーテストとこの質問紙の調査をクロス集計をいたしまして、学力との相関についても分析をしているところです。

それからその調査結果の取扱いですが、文部科学省が実施要領を定めまして事務次官通知として都道府県、市町村に通知をいたしています。その内容は次のようになっています。

まず調査の実施主体が国であることや市町村が参加主体であることに鑑みまして、都道府県の教育委員会は、区域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。市町村の教育委員会は、区域内の学校の状況につきまして、個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。市町村の教育委員会が区域内の学校全体の結果を公表することや学校が自分の学校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また公表にあたっては、序列化につながる取組が必要であること。そしてこれが一般に公開されることになると、序列化とか過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど、正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるために、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」この第5条第6号の規定を根拠といたしまして同法における不開示情報として扱うこととする。教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについては、それぞれの情報公開条例に基づく同様の規定を根拠といたしまして、適切に対応する必要があることなどです。このように公表についてのみでなく、情報公開の請求に対する考え方も示されているところです。

また、調査結果の扱いにつきましても国会の予算委員会や文部科学委員会の場でも今までに度々議論されておりまして、当時の小坂大臣や伊吹大臣、文部科学大臣ですね。安倍総理大臣などが、「個々の市町村名や学校名を明らかにした結果の公表は行わない、学校間の序列化や過度の競争をあおらないように十分配慮しなければならない」という趣旨の答弁をされています。

以上のような経緯から考えますと、県教育委員会がこの調査の趣旨や文部科学省からの通知に基づきまして、県情報公開条例に則って、非開示決定をしたことは妥当であるかなというふうに考えております。

それから教育の淵源、教育の不易と流行、大山町の教育が目指すもの、教育の地方自治についてという大変難しい深いご質問でしたが、まず教育が目指すところは、「人格の完成を目指して、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質

を備えた心身ともに健康な国民の育成」にあるわけです。これは、戦後一貫して日本の教育が目指しているところでありまして、不易、「いつまでも変わらず大切にしていけるもの」であるかと思えます。また、同時に教育には「その時代や社会の変化に併せて必要なもの」もありまして、少子化への対応とか環境教育や消費者教育など現代的な課題への対応もまたますます重要になっていくことかと思っております。

また、ご存じのように日本の教育は全国どこでも共通した一定レベルが保障されるシステムとなっていますが、地方自治の原則に則りまして、学校の設置者である市町村の教育委員会が、国や県との適切な役割分担と相互協力により、責任を担っているところです。

こうした中で大山町の教育委員会でも子どもたちの健全な育ちのために、知・徳・体の育成はもとより、ふるさとを愛して、ふるさとに誇りと自信をもたせる教育というものを非常に重きを置いて進めております。大山町の自然や歴史や文化を学ぶための教材も作成をいたしました。この「ふるさと学習」を力を入れて推進しているところです。それで、はいよろしいでしょうか、以上です。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あの素直なご答弁で、わたしも国の方から資料を取り寄せたんです。そういうふうに書いてあります。それで一つ聞きますけどね、検討結果をしている、就学援助率とこの正答率の相関は出ているですか。就学援助率と正答率の相関ですよ。それからこの塾に行ってる子なんかとの成績の評価とか、そのようなこともですね中に、それからこれでは見えない人の心、優しさ、そのようなものがこの点数には出てこないでしょう。そのような分析はこのテストではできるんですか。70億かけたんですね、このテストに、43年ぶりに70億。わたしは70億かけるようだったら教職員の皆さんの人件費等にまわしてね、教育の内容をもっと充実させた方がいいと思っています。わたしはこういうテストはパフォーマンスだと思っています。必要ないと思っていますよ。

そこで全国の校長会からの非開示の話が出てきておりますね。鳥取県の教育委員会の連合会からも非開示の要請が出ています。職員組合からも非開示の要請が出ておりますですね。その3つの要約も教育委員会としてはなされているんですか。

次に教育の淵源ですね。あ、先生方の声、校長会との声、組合との声はどのように受け止めているんですか。それからですね、教育の淵源、「学ぶとは、胸に真を刻むこと、教えるとはともに希望を語ること」と言ったのは、フランスの詩人ルイ・アラゴンの言葉です。これ子どもたちに展望を持たせる言葉だと思うんですよ。人は人間に生まれません。人間になっていく、ここにわたしは教育の大事さがあると思うんですよ。それで教育委員長お答えになりましたように、人格の形成と学力の保

障というのは、あれは教育基本法の第1条の目的なんです。しかしわたしは教育基本法を大事にし憲法を大事にし、教育の自治、教育の地方分権を進めないないかんと思いますけれど、ふるさと学習というふうに答えられましたように大山町の教育はこうだ、大山町の教育はこんなもんだ、大山町の教育委員会は学校の教育をこう思っても責任を持つというのが教育の地方分権であり、教育の自治だと思うんですよ。その辺の認識をもう少し。そうすればですね、淵源ということにかかってくると思うんです。私は淵源のですね、この間西部町村会の議長会の研修会で、中央審議会の副会長の講師先生が来ましたんで聞いたんです。誰に聞いても答えてくれん、島根大学の先生に聞いても答えてくれん、この頃鳥取大学の先生と疎遠になっていますので、先生に聞いたんです。やっぱりね、不易と淵源は一緒ですよ。私は教育の中身を素人ですけどね、淵源には3つあると思うんです。

間違っていたら専門家ですから教えてくださいよ。不易というのは時代を超えたもんだ、変わらないもんだ。その一つに子どもたちは学ぶ喜びというものを持っている、学ぶ喜びというものを持っている。先生方は、先生方は教える喜びがある、そして3点目はですね、自ら力を、自らを学ぶ力の育成、これが不易であり淵源だと思うんですよ。教育経験者の皆さんはその点はどのように思うんですか。まあ、時間が来ましたので、淵源と不易、それと大山町の教育が目指すものは何か、この辺を力説してください。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長。大変いろいろとそして難しい質問をしてくださしまして、悩みますが、細かいことはまた事務局の方からお答えいたしますが、わたしは大山町の子どもたちのやはり一番の教育が目指しているところは、大山町というふるさとに生まれてよかったと、このまちに生まれて良かった、このまちの豊かな自然と人情とそれからさまざまないいものの中で育っていくことの喜び、そしてここでしっかりと学び、やがて世界にはばたいていく、そしていつの日にか学んだものをまたふるさとに持って帰ってほしいというふうに思っております。それがわたしたちが大山町の子どもたちに、教育をしていく時の目指すところではないかというふうに思っております。後は事務局の方からお願いいたします。

○教育長（山田 晋君） 議長、教育長。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 西山議員さんから3つのご質問いただきましたので、順次お答えいたします。まず学力学習状況調査、非開示に多くの方がしていることについてどう思うかということですが、わたしは文部科学省が非開示ということで始めた事業でありますので、当然、非開示であるべきだと思っております。三つの目的。さっき言いましたが、特に、文部科学省は全国の学力の実態をつかんで

いないというところが大きな問題だと私は思っております。今年、19年度その学力テストをすることによって、出てきた問題を国が分析をして、国が予算化をするというのはとても大事なことで、そのために、全国の学校が全て参加するという悉皆調査は絶対必要だ。そのために非開示というのはとても大事なことでという趣旨を受けて、県教委、大山町教委もその理解の下に行ったわけです。しかし、県民からその非開示はおかしい、という。次のご質問にそこはかかっているんで、簡単にお話しますと、おかしいでないかということで、情報開示を求められ、県教委はそこでも非開示だと。こういう具合に言ったんですけれども、最終的に開示すべきだということで、最初の流れと少し狂ってきたんですけれども、やっぱり、そういうなかで、やっぱり非開示ということを尊重しながら、出てきた開示せよという意見にも耳を傾けるべきだと。こういう考え方でありまして。市町村の教育長会で私がお話したのは、そういう状況でありますので、柔軟に対応したらどうですか。と、こういうスタンスでお答えをしたところであります。以上です。あ、それから、失礼しました。二つ目のご質問ですが、教育の淵源について子供の立場、教員の立場、自己啓発の立場。この三つの視点をおっしゃいまして、当然だと思っております。私はこの淵源の原則に沿って、教育の具現化を今、図っておるところであります。から、三つ目。大山町の教育はどうあるべきかと。委員長、答弁もありましたんですが、やはり、生まれてから、中学校卒業するまでに、最終的には自分の力で、自分の進路を切り開いていけ。こういう子供は最低作っていかないけん。そのために、幼児教育、学校教育、社会教育が連携すべきだということで、日々取り組んでいるところであります。以上です。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 時間が来ましたので進みます。一つ人格の形成と、学力の保障にですね、努力をしてほしいと思っております。

最後に、鳥取県情報公開審議会の非公開に対する異議申立の答申についてであります。「開示により、生徒保護者及び地域の教育に対する意欲を高め、教育を向上させることに有益である」、このようなどんでもないこと言っていますね。開示のメリットを何の検証もなく極めて安易に楽天的に肯定し、マイナス面を過小評価しています。公文書であれば何も公開すればいいというものではなく、公開することに「公益性」がなければならないと思っております。

答申の誤りを指摘しておきます。

教育において全ての保護者・子どもが一緒のスタートに立って平等な状況の下に競争しているという考えが前提にあります。現実には、保護者・子どもやその地域の経済・社会・文化的条件は千差万別であります。大山町の状況は、格差があるかと

思われますか。教育困難校に対する見解、配慮はどうですか。

次に、こうした不平等な条件の下で競争する結果、個々の子どもや学校の学力は、子どもや保護者・教員の努力だけでなく、保護者や地域の経済・社会・文化的条件に大きく左右されているという視点を全く欠落させています。ある学校の就学援助率と正答率の相関性が明確に示されていることを全く見ていません。しんどい子どもたちの低学力の背景に関わることを全く無視していないと思います。相関性をどう理解していますか。

3点目、学力の阻害要因や学力保障の確かな道筋を示した時に、「教育の意欲」が高まるものであって、市町村別・学校別の結果、平均点を開示しただけで高まるものではないと思います。教育委員会では検討するという言葉も日本海新聞等に出ておりましたけれどその真意はどのようなことでありますか。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） はい、議長。今の西山議員さんの質問にお答えをいたします。鳥取県情報公開審議会の非公開に対する異議申し立ての答申についてということで、まず、保護者・子どもや地域の経済、社会、文化的な条件において格差があると思うかどうかというご質問でした。それぞれの地域により、歴史的な経緯とか産業基盤、就労の状況などが異なります。また、一人一人の子どもの家庭環境は本当に様々ですから、大山町内の学校を比較いたしましても、学校を取り巻く環境にはいろいろな違いが確かにあると思っております。

教育困難校ということですが、先ほど申しましたように、それぞれの学校を取り巻く環境や教育状況に色々な違いがありますが、しかしどの学校においても課題解決に向けて一生懸命に取り組んでいただいているところであります。

2番目に、子どもを取り巻く諸条件と学力の相関性についてというご質問でした。就学援助率と学力の相関性について、就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校の方が、その割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られるということ、また、就学援助率の高い学校は、各学校の平均の正答率のばらつきが大きいことが国の調査概要の中で確かに述べられております。西山議員さんもお指摘のとおり、学力は、学校・教師の努力だけで向上するものではありません。学校が家庭や地域と課題を共有し、力を合わせて学力向上の取組をしていくことが最も重要であろうかというふうに考えております。

3番目に今、市町村や学校ごとの平均正答率を開示することの是非というのがクローズアップされております。教育委員会としては、市町村や学校ごとの平均正答率を開示することが、すぐに学校の序列化や学校間競争を激化させることになるというふうには考えておりません。

また、平均正答率のみを公表・開示することが、子どもたちの学習意欲をすぐに

喚起したり、先生方の指導力を向上させたり、また、学校が家庭・地域と協働して学力向上に取り組む環境を作ることにつながるというふうにも考えておりません。

教育委員会はもとより、学校が調査結果をしっかりと分析をし、その分析結果から見えてきましたいろんな課題を家庭や地域と共有しまして、それぞれの役割を明確にして、指導の改善や学習状況の改善に繋げていくことこそが一番重要ではないかというふうに考えております。そうした流れの中で、そうした取り組みをしていく中で、学校の結果を公表・開示していくことにも意味が出てくると思います。

なお、県情報公開審議会の答申が出たことを受けて、開催されました県教委と市町村教育長との意見交換会の中で、山田教育長が開示に前向きな発言をしましたことが新聞等で報道されましたが、これは情報を共有することの重要性やそのための環境作りに言及したものと認識しております。また、そういったことは教育委員会でも度々、論をしてきた上のことです。はい、以上です。

○議長（鹿島 功君） はい、西山議員の質問、丁度、時間となりました。若干、時間がオーバーしましたが、終わりに、で。1時間になりましたので、答弁ともこれで終わりにしてください。

○議員（20番 西山富三郎君） はい。これから先は、なかなかね、中身の詰まったことになりますので終わります。ありがとうございました。

○議長（鹿島 功君） ここで、暫時休憩いたします。12時、いえ、11時5分から始めます。

午前10時50分 休憩

----- . -----

午前11時5分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。次、8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 8番議席の岩井でございます。私は2項目の質問を通告しておりますので始めに1項目目ですが、平成13年4月に地元の産品を直販するみふね市を立ち上げたメンバーの一人としてまたみくりや市との関わりの交渉をみふね市を代表して町長と話し合ってきたものとして質問をいたします。

名和地区内の直売所について今後のあり方を問います。みくりや市をどうするのかということが課題であります。高速道インター付近に建設予定されている交流拠点が直売所になりますかという問いかけが、生産者やお客さんからあります。みくりや市を本当にどうするのかという気持ちで率直にお聞きしたいと思います。

二つ目で漁港にできる直売所との関連はどうするのかということ、関係者の方とはとても心配しています。

ところで9月の16日おとといですが、町長はじめ関係機関の皆さんとみくりや

市の役員が話し合いを持たれたという情報が入ってきました。内容はどのようになりましたでしょうか。以上について質問いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは岩井議員さんのご質問に答弁させていただきます。名和地区内の直売所についての今後のあり方についてということであります。

まず、山陰道名和インター付近に整備予定の仮称であります、「大山町観光交流センター」の設置目的であります。この施設は、山陰道や国道9号を利用される観光客や通行者などに立ち寄っていただき、休憩場所や簡単な飲食の提供と併せて、ここに集約された様々な町内の情報を提供することで、大山はもとより御来屋漁港や中山温泉、妻木晩田遺跡、香取などの観光の要所に放射状に誘導し、町内での滞留時間を延ばしてもらうことや優れた町内の物産とその加工品を大山町ブランドとしてPR・販売することをねらっております。従いまして、単なる直売所という位置づけではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

みくりや市との関係でございますが、確かに商品構成に一部重複は生じますが、みくりや市の場合、通過客というよりも根強いファンの皆さんが主な顧客であると考えられますし、御来屋駅の観光施設としての活用策も併せ、それぞれの特徴を活かした品揃えやPRを行なうことで、共存共栄は十分に可能であると考えておりますし、更に相乗効果も狙えるのではないかとこのように思っております。

次に御来屋漁港に建設中の仮称「御来屋漁港水産物直販所」との関係についてありますが、この施設はご承知のとおり鮮魚を中心として干物や加工品、ワカメやウニなどの土産物の販売や漁師料理の提供などを目的として設置されるものであります。先にも申しましたが、観光交流センターの設置目的の一つに御来屋漁港への旅客誘導があるわけでありまして、飲食部門も競合する内容ではありませんので、相互に役割を補完し合うことができるものと考えておるところであります。

関係者の方にご心配があるとのことですが、みくりや市そして漁協関係の皆さんとは連携を密にして、大きな事業効果がもたらすように努めてまいりたいというふうに考えておるところでありますし、先般みくりや市の役員の方と懇談会を持ちました。その中でもこの趣旨をご説明をし、ご理解をいただきともに取り組んでいこうということでお話させていただいたところでもあります。その中でまた今後みくりや市の会員の皆さんともご協議をされるというふうに聞いておるところであります。以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） ただいま答弁をいただきましたが、話し合いを持たれたという中で確認をしておきますが、みくりや市は大山恵みの里公社の傘下に入るのかということをお聞きいたします。そういうことではないのでしょうか。今までどおり別個でやるのでしょうかということが一点と、それからみくりや市は平成14年10月に開催されて以来、運営協議会を立ち上げ会員の皆さんと役員が一体となって頑張ってきたからこそ健全経営が出来ております。そしてこのみくりや市がまちの活性化の一旦を担い、また生きがいの交流拠点でもありました。

そこで先ほどお聞きいたしました公社の傘下に入るのかということと、大山恵みの里公社の取り組みの進捗状況と、平成21年度の収支予算案はどのくらいに予定しておられるのかということをお伺いしてみたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、大山恵みの里公社の役割、大山恵みの里づくり計画、これの目ざすところというのは、この直売所一つの話ではございません。公社の役割としてはないわけでありまして。公社としてあるいは大山恵みの里づくり計画で考えておりますのは、大山を核にした漁業・農業・商業と3業の連携、それによる地域の活性化というのが大きな狙いでありまして。

そういった中で全てのものを公社の中で入れ込んで、公社が取り組むという考え方ではなくて、その中で主旨を同じくするものがやはり同じ目的になって取り組んでいくというのが一つの目標だというふうに思っています。そういった中で、公社として役割としての交流センターは、直接に直売所を持つわけでありましてけれども、その他、そういった産品集まってくる農産物、海産物、加工品という産品というものを如何に付加価値を付けて大山のブランドとして情報を発信し外に売っていくか、付加価値を付けて売っていくかというのが、公社として一番大きな役割であります。そういった中でその同じ思いを持ちながら、この計画の中に例えばみくりや市の皆さんやJAの方や漁協の方やあるいは酪農の関係の方、皆さんがこの計画の中に参画していただいております。そういった中でいろんな流通の場面を作っていくことが大事だろうというふうに思っています。その中で直売所はある意味ではアンテナショップだろうというふうに思っただけであればいいなと思っております。

そういった大山の恵み、大山ブランドというもので、それでそこを実際においでいただけてみていただく、それが水産物であれば、これは公社じゃなく漁協が運営されることになると思いますが直売所、魚は海の漁港で直売所を作ってそこで大山の恵みとしてこの魚を付加価値を付けて売っていかれる、そのものの販路として必要な部分については、公社の持つ販路をそれに一部通しながら売っていき、ま

た直売の部分があり、更には加工品等あるいは水産物、鮮魚につきましても公社のルートを持ってスーパーとか飲食店に提供するというそういったルートも出来てくると思いますし、今までどおり市場に出されるルートもあるでしょうし、それからここで直売をされる新たな仕組みとして今も一部ありますけれど、大きな直売所を造って、これは御来屋だけでなく町内の魚が集まってくるんでしょうけれど、そういうルートが一つできてくるということだと思っています。そういったことで考えていけば、みくりや市という部分も、みくりや市というあそこの駅での直売所を持っておられるわけでありまして。しかし、あそこで収まるのではなくて、今に生産者や会員の皆さんが、一つには公社のルートを通して、で、大山恵みとして生産されたものをみくりや市で販売する、同じものをそこだけであるいは収まるんじゃないくて、公社のルートの中に乗せる中でスーパーであったりとか飲食店の方に流通に乗せていく。そういったこともこれからはやっていくことになるんだろうというふうに思っております。そういった意味では、まあ傘下に収めるとか収めないとかいうことではなくて、みくりや市自体もみくりや市運営協議会という形でいま運営しておられるわけですから、その運営協議会という形で今運営しておられるわけでありまして、その運営協議会として運営していかれるということであれば、それはそのままやりながら、さらに公社の役割も一緒になってその公社としてそのみくりや市の会員の皆さんの収益が上がるような取り組みを一緒にしていくということになるんだろうというふうに思っています。

同じようなことがいっぱいあるんじゃないかなと思っています。女性のグループでやっておられる「弥生の風」の直売所であったり、あそこの仁王堂でやられる直売もあります。そういったようなこともそれぞれのアンテナショップであって、そこにいろんな方がおいでいただくことによって、さらに相乗効果が上げられるんであって、そこで収まるのではなくて、そういった情報を得ていただいたことによって、外に発信していったときにみんなでその売れ行きを強化していこうというのが狙いでありまして、そういったことをこの間ご説明をしてお理解いただいたところでありまして、これからそのみくりや市の運営をどういうふうにしていこうかということについては、これから役員さんを中心に皆さんと考えて相談していきたいというふうなことをございました。そういったことであります。

で、収支ということでもありますけれど、細かい収支計画を立てておりませんが、一応公社として今年度、まだ直売所はまだ3月は運営しませんので、4月になりますので、今年度については一部今そういった流通に乗せていくために今実際にホープタウン等で大山フェア、大山コーナーを作って公社を通したものを生鮮野菜を置いてますけれど、その間これから飲食店でありましたりとか、施設でありましたりとか、そういったところ、特に大山寺辺りの旅館辺り等にでもなかなか地の

ものが使えない、流通がないわけですから流通の仕組みが無いから使えないということでもありますので、そういったものを流通に乗せたい。そういった中で配送システムを作りたいということで、今公社として車1台、今用意しておりますし、またその配送の人間も今募集をして、今配置をしているところであります。そういったように公社としての一つの流通として、町内のさまざまな良品、少量なもの、そういったものを集約して行ってそのルートで乗せていくということですから、私はそういう意味では共存共栄をやっていかなくちやなりませんし、そういった意味では、多くの方々にこの公社の恩恵を被っていただきたいなというふうにご考えておるところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議員(8番 岩井美保子君) 議長、8番。

○議長(鹿島 功君) 岩井美保子君。

○議員(8番 岩井美保子君) 詳しく説明をいただきましたので、分かってきたんですが、みくりや市の会員は約70名今のところいるんだそうです。毎年年会費を3,000円ずつ支払っていますから、年会費払っても荷を出さない方も、1年間荷を出さないという方も、消費者の立場として会費も払いながら参加をしている会員さんもあるんだそうでございます。それでも、みくりや市は運営協議会ということで頑張っているんですけど、とても健全経営してるんですね。町長さん、見られましたでしょうか。19年度の決算書、課長さんは見ておられるかも分かりませんが、19年度の決算においてはあの小さい売り場面積で3,800万からの売上げを上げております。そしていろいろなものを全部差し引きましても、3,719万2,534円という支出であって、本当の余剰金が86万2,606円という数字があがってきております。

わたしは本当に皆さんの力でここまでやってきて、自立しながらやっているみくりや市でございます。この間もお話をもたれた後で聞きましたら「わたしたちも年がよったし、みんなを面倒見てやるけん、きないやといわれるなら行った方がいいと思います」というような発言をしておられる方もありましたしそれから「生きがいで頑張って、役員として頑張ってきた、何かさみしいような気もする」というような意見をいっておられる方もありました。まあこれから臨時総会も開かれるでしょうし、皆さんが町当局とどういう話をされるのか、わたしには分かりませんが、ニュアンスとしては、みんながそちらに行くという感じのようにわたしは受け止めたんです。ですから、先ほど町長さんが言われたように平行しながらあれするんじゃないでも、傘下に入れてもらえると皆さんは思ってるんじゃないでしょうかね。どういう話し合いをもたれたのか、わたしその現場におりませんので分かりませんが、そういう気持ちでみんなは気持ちが動いているみたいです。

そこで公社として本当にやっていただくことが出来て、みんながその中で拠点として、生きがいの拠点としてやっていかれるのなら、万々歳ではないかと思ったしだいですが、町長さん一人の考えではいけないでしょうけ、皆さんとまた一緒に、執行部の皆さん方と相談されないけんでしょうけれど、だいたいわたしが先ほど言いました、最後の質問ですので、みくりや市は独立で置いた方がいいと思われませんか、それとも将来的に中に入ってみんなで活動していった方がいいと思われませんか。

最後の質問ですので、えらいかもしれんですけど、みんなそういうふうなニュアンスでこの間の話し合いがどういう話し合いだったかの分かりませんですけど、臨時総会もしてみんなの意見もまとめないけんということ。結局みくりや市にみふね市が発展的解消ということで入らせてもらった。あれと同じようなことになるんじゃないかとわたしは思ってきて、まあ運営協議会というのを立ち上げましたからそれは違ってきますけれど、みんなは従業員さんも一緒に行くんだと言うニュアンスでございましたがいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、どちらがいいかというのは、運営協議会の皆さんがお考えになることだというふうに思っております。ただみくりや市を今開設しております御来屋駅、あれも町の施設でありますので、町の施設を利用して運営しておられるということでもあります。そういった中で運営、駅の運営委託をお願いしておるようなものであります。そういった中での町との関わりというのは当然あるんでしょうし、それから運営が何とか収支努力の中であっていくという部分も施設の整備費なり減価償却がないという中であるんだと思っています。ただそれは、地域の皆さんが頑張って運営をされることによって、また地域の皆さんが新鮮な野菜なりを購入することができるという意味で住民の皆さんにも喜ばれる施設なり運営だということで町としても支援をしているということでご理解いただければなと思っています。

で、公社としても、実は今いいましたようにホープタウンで1箇所持っていますけれど、できるだけ多くの方に、やはり販路というのは、非常にいろんなところから実は声がかかっております。やっぱり「大山」という地名、「大山ブランド」というのは、非常に高い地名度があるというふうに思っております。やはり大山という豊かな自然から生まれるイメージとして安全で安心であるという、特に食に対して安心感をもたらせるイメージなのかなと思っていますけれども、そういった中で、やはりそのものをうまく生かして、産業の活性化につなげていく一つの手段としての公社の役割でありますか、そうすると公社としていろんなところへの販路拡大に今努めておるところであります。販路拡大する中での一つが小さな交流センターの

アンテナショップだと思われていいと思いますが、そうするとそこに多くの方々にやはり会員となって参画していただかなきゃあ、ならないというふうに思っています。

したがってみくりや市の皆さんも、今みくりや市で売れる商品だけではなくて、もっと生産をしておれるのがあってしょうから、それを公社のルートで乗せることによって付加価値を高めていくためには公社の今の流通に乗せていただくためには個人で加入されるのか、みくりや市の協議会で加入されるのか、いずれにしても公社との関わりをしていただくことが大事だなとこの間もお話をいたしました。そういった中でみくりや市を直接協議会で運営されるのがいいのか、それともみんなで公社に行った方がいいのか、それはわたしとしてはどちらがいいのかというのは、やはりいろんな思いが、今までの経過があるんだらうというふうに思っておりますので、それを選択肢の一つとして考えればわれわれとしてもその辺は検討させていただきますというふうなお話はしておるところでありますから、その方向も全く無い方向ではないというふうに思っていますが、いずれにしてもみくりや市の運営協議会の皆さんの思いっていうのが一番大事ではないかなというふうに思うところがあります。以上です。

○議員（8番 岩井美保子君） 了解しまして、次に移ります。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 次の質問ですが、広域農道を通行していますと庄内の地点になると思うんですが、橋の調査として、橋梁といいますか、調査として簡易の信号機があります。この調査はいつまでされるんでしょうか。今まで調査してきた内容を公開してですね、今後はどうするのか、いっぺんお伺いしてみたいと思ひまして質問を出しました。よろしくお願ひします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは岩井議員さんの高田橋の調査についての質問に答弁させていただきます。

広域農道の庄内の高田橋の調査についてであります。高田橋は、平成19年10月に伸縮装置の段差及び支承部分の破損が確認をされ、破損拡大を防ぐため、片側交互通行規制措置を行っており、利用される皆様にはご迷惑をおかけしておるところであります。調査は終了いたしまして、調査の結果、橋台の内部の鉄筋は健全であるものの、橋台のひび割れ等が確認され、耐久性の面から補修の必要性が認められました。

農道保全対策事業として、国の補助事業採択となり、先般の9月4日に西部総合事務所で大山広域高田地区農道補修工事高田橋であります。これが発注され、平成21年3月15日までの工期で、支承取替え、橋台の表面保護・ひび割れ注入、

落橋防止装置の工事が実施されることとなっております。

なお、工事期間中は、引き続き交通規制等を行うこととなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。そういう状況であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 了解いたしましたので質問の終わりにさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 次、3番、吉原美智恵君。質問に対しまして時間が今11時半でございます。11時5分から始めましたので12時5分までで、途中になりましたら休憩に入りたいと思いますが、お断りしておきます。

○議員（3番 吉原美智恵君） はい、分かりました。大山町の福祉政策を問うという事で2問質問いたします。

近年、少子高齢化や、核家族化の進行、また独居老人世帯や高齢者のみの世帯の増加等地域や家庭でのつながりも希薄になり、社会福祉を取り巻く状況は、大きく様変わりしてきています。

このような状況のもと、町民の皆さんが安心して暮らせる地域福祉の体制の一層の充実が求められているところであります。

その基本理念として住民と関係機関、また行政がお互いの役割を認識し、共同し連携して取り組んでいくことが必要であると思われれます。

そこで1番目の質問ですが、小地域福祉ネットワーク活動は推進されているかということで、特に災害また緊急時等に、いつでも対応ができるネットワークづくりが急がれるのではないのでしょうか。

また、子どもから高齢者まで、誰にもでも分かりやすい社会資源マップの作成をいち早く取り組んではいかがでしょうか。質問いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○議員（3番 吉原美智恵君） まず1問です。1問目はこれで、2問目はまたありますので。分けてあります。

○議長（鹿島 功君） はい、今の。吉原議員に申し上げます。内容がですね、項目が分かれるような違いがございませんので、1、2問続けて質問をお願いいたします。

○議員（3番 吉原美智恵君） 分かりました。次に、2番目として、認知症サポート養成に積極的に取り組みをとということで、認知症は重度になる前に、早く薬を飲み家族の理解を決めれば、症状も介護負担もずっと軽くなるということでありませぬ。多くの住民がサポーター養成講座を受けて正しい知識を得て、偏見をなくし、

病院等への受診の敷居を低くすることが必要ではないかと思われます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。吉原議員さんの質問に答弁させていただきますが、大山町の福祉政策を問うという大きな項目の中でのご質問だというふうに受け止めておまして、2つをわたしどもとしても整理をしながら答弁を考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思っています。

まず小地域福祉ネットワーク活動についてであります。これは、集落において日常生活を送る上で何らかの支援を必要とする方を、地域住民や関係機関・団体等の主体的な参加による福祉活動により、支援していくことを目的とし、支え合いのネットワークの組織化を推進するものであります。

今年度は、町と社会福祉協議会が合同で、集落内での支え合いの気運や土壌づくりを目的とした地域支え合いネットワークづくりのための地域福祉座談会を開催いたしております。先般は、御来屋2区、さらには国信で開催したところであります。

座談会では、集落の皆さんに「要支援者マップ」を作成していただきます。その作業を通じて、支援の必要な人がどこにいるのか気づいていただき、集落の中でできることなどを話し合ってください。できあがったマップは、災害等の緊急時にも活用できると考えております。

今年度、この地域支え合いネットワークづくりのための地域福祉座談会を予定している集落は現時点では3集落で、1集落あたり2回の座談会を開催します。さらに多くの集落で実施したく思っておるところであります。年度中途でも申込をいただきましたら出かけますので、この機会を利用して、開催につきましてご理解とご協力をお願いさせていただきます。

なお、「社会資源マップの作成を」ということではありますが、福祉における社会資源マップは、地域で活用できる社会福祉施設や医療機関・相談先・福祉サービス等の情報を視覚的に地図化したものをいいます。

町では、平成18年10月に「大山町福祉マップ」を作成し、関係事業所等のほか、関係の会議を開催した折等に出席者へ配布いたしております。今後、介護などの福祉サービスの情報とあわせ、広く住民の皆さんがよりわかりやすい形で活用していただけるよう、その内容や提供方法を検討していきたいというふうに思います。

次に、認知症サポーター養成についての積極的な取り組みをというご質問ですが、「認知症サポーター」は、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアです。

このサポーターについては、厚生労働省が、全国で100万人養成することを目指しております。

サポーターになるには、一定の要件に沿った内容と方法で開催される「認知症サ

ポーター養成講座」を受けていただく必要があります。

この「認知症サポーター養成講座」で講師となれるのは、全国キャラバン・メイト連絡協議会等が介護相談員等の専門職員や行政職員等を対象としておこなう「キャラバン・メイト養成研修」を修了し、指導者として登録された「キャラバン・メイト」に限られます。

従来、鳥取県では、この「キャラバン・メイト養成研修」の機会があまりありませんでしたが、今年度は、県の主催で開催されることになっております。町の地域包括支援センターの専門職員等をまずこれに参加させてキャラバン・メイトとして登録し、その後は必要に応じて、「認知症サポーター養成講座」を開催してまいりたいと思っております。

なお現在、町では一般住民の方を対象とし、各集落等でおこなっております「転倒予防教室」で、地域包括支援センターの医師がそのつど、認知症予防についての知識の普及や啓発活動をおこなうように配慮いたしております。

また平成18年から、地域包括支援センターの主催で、町内の介護施設職員を対象にした「認知症ケア基礎講座」を開催をしており、今年度も実施を予定しているところであります。今後も、これらの取り組みを通じて、町内広く、認知症についての知識の普及につとめてまいりたいというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議員(3番 吉原美智恵君) 議長、3番。

○議長(鹿島 功君) 吉原美智恵君。

○議員(3番 吉原美智恵君) ただいまの質問のお答えに際しまして、特に災害緊急時などの対応についてのネットワークづくりについてももう少し言及していただきたいと思いますが、地域の皆さんの自覚も大事なんですけれども、この大山町地域福祉計画というものが策定されまして、その時にアンケートがとってあります。そしてアンケートの結果では、地域活動に参加できない理由で、仕事や家事で忙しい人ということが過半数、参加できないという答えが出ております。それから災害時となりますと、情報共有が大事でして、そのことが問いたかつたんですけれども、民生委員さんの会が、この間、民生委員と教育民生委員との意見交換会の中で、現在2年間の事業指定を受けて、災害時に一人も見逃さない運動ということが始められております。そして、民生委員さんの中で少ない報酬で使命感とボランティア精神において成り立っておるわけなんですけれども、その中で災害時の備えとして、福祉推進委員さんや消防士の方、行政としてのネットワークづくりや情報の共有が大切になってきているのではないかという意見がありました。本当にそうだろうと思います。実際に大災害が起こったときにですね、今の状況でしたら、どこにおうちの方が本当に要援護者がどこにおられて、どのおうちの方が一人で寝ておられるとか、

災害で緊急避難しようと思ってもできないとか、そういう情報に関してですね、3つのネットワークというか、そういうことがないとほんとうに助かる命も助からなくなる、そういうことがあるんじゃないか、そういう危険を感じました。そして今そういうことのネットワークづくりを本当に急がれないと、実際の災害が起きたときに、ばらばらでは生かされないのではないかと、そして情報共有を必要性は感じているけれど、実際に情報を共有しようと思ったら、その場のその時でないともまだ情報共有ができないということをおっしゃっていただきました、民生委員さんも。ですから早めに、個人情報の問題がありますが、お互いの情報を共有して、消防士さんと行政と地域の方々にふれられている区長さん、また民生委員さんとのネットワークをもう少し密にして、いざという時に行動ができるような、そういうネットワークづくりを急がれたらと思いますがいかがでしょうか。

それからまだありますね。いっぱいになりましたから、社会資源に関してはマップができればいいんですけど、それは21年度内にできるようですので、期待したいと思います。社会資源というのは、今いわれましたように、社会福祉の施設とか備品とかサービス・制度・情報・人材、そういうものが大山町にどんなものがあるのか、わたしたち自身もはっきり分かっておりません。ですから本当にもったいないことで、これを活用していかないといけませんので、マップ作りは急いでいただきたいと思います。実際には目でみて分かるものですね。それを町民の家庭に配られて、やはりこんな孤独に家でおられる方は何がサービスが受けられるのか分からない人も多いと思いますので、そういうこともお願いしたいと思いますが。

ちなみに今一人暮らし世帯は、17年に454世帯、19年には751世帯になっております。また高齢者の世帯は373世帯、これがまた569世帯に増えておりますので、やはり住民の命と安全を守る行政としましても対策は急がれるのではないかと思います。

それからサポーター制度になりますけれども、これはまたわたしは別ものとして考えていたんですけども。認知症というのは、民生委員さんの中にも出ましたが、認知症の方の対応に苦慮していると、家をまわっている時にそういうことを声も聞きました。で、わたし自身もこれからだんだん認知症ということの認識を深めていかないと自分の問題になってくると思うんです。

それで福井県の若狭町というところがありますが、そこには、7人に1人が認知症サポーターということになっております。そしてこの若狭町がまた人口が同じような人口でありまして、1万6,945人ということです。そして高齢化率も大山町も30%ですがだいたい、28.3%が65歳以上の高齢者となっております。そこで、7人に一人ということは認知症の認識が深い方がたくさんおられるということにして、認知症というのは、単なる物忘れかまた認知症かというその区別が大

変でありまして、そのことが分かっていると随分対処の仕方も違うそうです。で、食べたものを忘れるのが普通の物忘れ、例えばですよ、食べたこと事態を忘れるのがアルツハイマー症だそうです。でもそういうことは専門の方の何人かだけが知っているでもいいわけ、たくさん今、日ごろ家庭で接している人たちが認知症について理解が深まれば対応も違って、重症にならないということは、健康保険の保険財政も健康になるということですし、そしてまた90分の講義を聴くということですが、今キャラバンメイトということで大変難しいみたいですがけれども、普通の講座を利用して基本的な知識というのは、まあサポーターまでは言わなくても、認知症を深める講座を開いてたくさんの方に出ていただければできるんじゃないかと思います。そしてちょっと細かくなりますけれども、ここの町内の2つの中学校でも毎年1年生が養成講座を受けているということで、どういうものか分かりませんが、で、日中働きに出ている親世代よりも孫の方が祖父母の兆候に気づいていることがあって、そして孫にやさしくされると症状も和らぐ、そういうということもあるそうです。ですから、何か大山町も取り組みはたくさんありますけれども、そういう認知症とかそういう家族の中に一人おられてもなかなか不穏な雰囲気、安定しないというか気持ちが暗くなりますので、いつもわたしが訴えておりますが、弱者の方にやさしい政治、そしてまたみんなで助け合うということは、理解をする人が増えれば、家族の中で理解をする人が一人でもおれば、またその家族が明るくなり、大山町が明るくなるわけです。

そういうところで取り組んでいただけないかと思います。そして、認知症予防教室というのがありますが、21回あって166人延べ。そしてまた家族介護教室というのが2回あって、これも参加は31人というふうになってはいますけれども、この辺りの教室、また民生委員さんの講習なので、専門的過ぎない程度の講座は開けると思いますので、認知症予防についての、認知症についての基礎知識をきちんと学べる、そういう講座に利用していただいてたくさんの方に出ていただいて効果をあげていただきたいと思いますが、いかがお考えになりますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。吉原議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

まず最初の災害時での弱者への対応ということでございます。おっしゃるとおり全くわたしも同感でございます。やはり大きな災害が起きたときにまあ常備消防あるいは非常備消防とかもっと大きければ自衛隊やいろいろあるわけでありましてけれども、そういった方からの支援というのはまず望めないと思わなければならないというのが基本だと思っています。

大災害というのは一度に起きるわけでありまして、そうするとまず初期行動、対応、これをやっていくには、その地域でやらなければならないことだと思ってい

ます。といいますのは、大きな災害が起きたときに、どこも災害でありますから、そうするとどこにも自分のところが一番だと思えますけれど、どこにも一番に常備消防や自衛隊や警察や今の大きな組織が行けるわけではないわけでありますから、やはりまず地域の中で何か有事にはすぐ対応できるような組織なり、体制を作っておく、あるいは意識を持っていくことは大事だというふうに思っております。そういった中で今、町の消防団、あるいは集落にある自治会や自主防災組織というのを作っていただいて、その中で防災意識を持っていただきながら、何かあったときにはお互いに助け合う、お互いに協力しあうという、そういった活動をしていただくような仕組みづくりを進めておるところであります。その中に大きな役割としておっしゃいますように民生委員さんとか区長さんも当然あるわけであります。そういった中で一番隘路になっておりますのは、先ほどからありますようにどこにそういう支援が必要な方がいるのか、どういった症状の方がどこにおられるのか、そういったところの情報、これを共有化するということの壁に非常に苦しんでおります。おっしゃるように民生委員さん、地域の福祉活動の中で困っておられる方々に手を差し延べていただくのが仕事でありますけれども、その情報をこちらがお出しして、あそこには、障害何級の方がおられます、あそこのはどこの障害の人、あそこには何ぼの年の方がいます、あそこにはこうです、あそここの家族はこうです、という情報を民生委員さんに差し上げて、これをお願いしますということはなかなかできないというのが現状であります。地域の自主防災組織にしても部落の中にしても、あるいは民生委員さんにしても自分で本人の了解を得られて集められた資料なり情報っていうのはそれはそれでいいんでしょうけども、行政の中から今情報を全ての方にお出しをするということは個人情報、本人の承諾がなければなかなかできないというのが一つの壁がありまして、それを何とかならんかということをやちょっと方法を考えてみということはこの春、実は担当課に指示をしております。町としては当然、そういった情報はもっておるわけでありますけれども、そういった情報を持っておるだけではいけないので、やはりそういった動いていただく方に共有化していただく、そのことをどういう方法を取ればいいのか、もしその壁があるならば何とかいい方法はないのか考えてみろということを示しておるところでありますので、一つそこら辺のところを我々として問題と、問題視は思っておるところでありますので、ご理解いただきたいというふうに思っています。

それからマップですけれど、社会資源マップという言い方をされました。先ほど答弁申し上げましたように、町としては18年に福祉マップというのを作っております。どこにどういう施設があつて病院、あるいは老人施設だ、あるいはいろんな施設がどこにあつて、どこにどういうサービスがありますというのを冊子にしたものを作っております。それを先ほど申し上げましたように、いろんなところに配っ

たりしておるわけではありますが、今おっしゃいますようなことも含めてもう一度、そこら辺のところのマップの内容なり活用方法を考えていきたいなというふうに思っているところであります。

それからサポーター、認知症のサポーター、今福井県の若狭町のお話をいただきました。そのサポーターになるには研修をうけなくちゃいけないということで、なかなかその研修体制ができていなくて、今まであまりできていなかったけれどもこれからそういった体制ができて、少しずつその養成講座に入っていただいてサポーターを養成していくということでご答弁を申し上げましたが、7人に1人、住民の7人に1人がサポーターの資格を持っているということ、大変今私どもが得ているサポーターの養成の講座の仕組みから言えば、考えられないような話でありまして、ちょっとどういうふうな方法でそういう養成が成されたか、ちょっとこれは調べさせたいなというふうに思っておりますし、今言った方法であればわれわれも参考にさせていただくようにして地域の中に取り入れていただきたいなというふうに思っております。

いずれにしてもこの認知症というのは、正直なかなか難しい話であります。どこまでがまともで、どこまでがちょっと分からなくなっているのか、本当見分けがつかない部分もありますし、またその時の状況によっても違ってくるでしょうし、そういった中で非常に認知症を抱えておられるご家族の皆さん、あるいはご本人も大変だろうというふうに思っておりますが、いずれにしてもこのこともある意味では、認知症というものをやはり社会の中で認知してもらおう。認知症というものはやっぱりそういうものなんだというところをですね、これは障害者福祉の姿につながるわけでありますけれども、そういったことを社会で理解していただくということも合わせて取り組んでいかないといけないのかなというふうに思っておりますので、そういった面からも研修を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長、3番。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 一点だけ、今概ね理解いたしましたけれども、災害時の件に関してどうしても気になりますので、もう1回質問させてください。

ということは、わたし何年か前に、共同の災害訓練というのに出ました。それでその時にですね、まず始めに感じたことは元気な人は集まってきます。たとえばわたしの方は人権センターでしたけれど。「あれ、そしたら病気の人とかどうなってるのかな」とふと思ってしまうんです。で、そういうところですごく気になったところだったんですけれども。そしたら今度は民生委員さんの話をたまたま聞きますと、情報問題があったりして互いに供用できていないと。だから民生委員さんでも

っているんですけれども情報を、で、昼間ですからそんなに実際に地域の人が出て言われますけれども、空洞化しているといいますか、日常おられるっていう人は、家に体の調子が悪くておられる方か、子守りしてる方か、家事、小さい乳児を抱えている方とか、結局は避難したり助けたりできない人だけが残っている状況なんですよ。ですから、その辺りで、情報を共有してると、やっぱりこういう緊急時は、それは大きい自衛隊とか消防署は大変です。ということは行政の皆さんと住民が力を合わせて対応せないけんということだと思いますので、やはりそのところで民生委員さんの持っている情報とかも、行政さんが共有しないといけないし、行政の情報も共有しないと本当に助かる命が本当に助からないことがありますかと思うんです。そういうことは緊急を要すると思うんです。それで、情報の問題にいきますと、質問が幅広くなりますから、これ以上追及はできませんけれど、淡路島の震災の館長さんのお言葉があったそうですけれども、これは聞いたお話ですけれども、プライバシーと人の命のどちらが大切かということを感じられたそうです。ですから島の中でほとんど大震災に関わらず死亡者が出なかったということは、情報が共有されているということにして、やはりその信頼関係を於いて、お互い信頼関係の中で大事なことは共有できるように急いでいただきたいと思います。そうじゃないと、地域の自治って言いますが、今の実態としてはやはりなかなか活動できないってこの間アンケート結果もありましたけれども、昼間は空洞化状態ですので、そこのところの対策をもう少し今協議しているというのではなくて、もう少し踏み込んで早くネットワーク作りされてお互いに行政も町民も助け合えるという体制を整えていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、そのとおりだとは思っております。ただ個人の情報、元気な人は要は構わなくてもいいのですわ。自分で動けん人のところに、いかに誰が行くのかということ常に思っていないといけない。だから避難訓練で、避難訓練に出てきていない人はいいんです、それで。どっちかという避難して来られる人に避難ができない人を助けてもらって連れてきてもらう仕組みを作らなくちゃいけない、言うとおりに、おっしゃるとおりと思っています。その中で、なかなかでもそういった情報をやはり知られたくないという方もある中で、そのわれわれとしては当然、災害の時、何かあった時には、すぐそういったところにまず真っ先に手を差し延べられるようにそういった情報を皆さんにお示しをしていきたいと思うんですけども、なかなかそれを勝手に一方的にできないというのが今の仕組みの中でありまして、ですから言いましたように集落なんかでも、たとえば笑い話ですけど、集落で、部落で運動会でないけん、ちょっと誰がどこにいるか、名簿っていったって、役場でちょっこりうちの住民票から全

部名前と年齢だしてごしないなって言われて、それ出せないですね。出せないです。だけど区長さんが、あるいは部落の人がみんな、ちょっとこういうことに今後のこともあるし、こういうことに使うだけ、各家に誰がおって年が何ぼでってようなの、名簿出せやっつていや、それは部落の名簿ですから自由に使えるんですよ。そんなようなことから入っていかなくちゃいけないかというふうに思っておりますが、ちょっとその検討なり取り組み状況については、担当課長の方から少し答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 先ほど来、個人情報と災害時の対応のことについてのご質問をいただいております。

その課題につきましては、当然大山町ではなくて全ての自治体が同じ課題を抱えているんですけど、今、県の方ですね、この情報を共有できるように、県内で足並みを揃えてですね、情報の整理なりあるいは手続き的なことを共同でクリアしていこうということがあります。実は20年度、今年度と来年度にかけてそのことを進めていくという県の方針が出されておまして、今その準備で進んでいるところです。で、手続き的なことは法的なことのクリアということがありますので、そちらの方は県の解釈っていいですか、指導を受けながらこれから各町村が足並み揃えていくということです。で、今時点は、それに対応できる情報を各市町村は十分整理をしていくということで、その必要な情報の雛形といいますか、こういうものはこういうふうにまとめようということを今県の方から示されまして、それを各市町村で自分の町にあったように検討して、今内部整理を今、とりあえず情報があるんですけど、その県の方から示された雛形に合わせて再度今内容を再チェック、再整理をしておるところです。そしてただ行政の情報は行政の情報で、それはある意味では、処理上といいますか、そういうものからの情報ということになります。もちろんそこに福祉の関係ですと保健師なり介護の関係とか現場に関わってる職員の目を入れて、情報を本当にこれが正しいか、あるいはここに抜けているものは何かということ整理をしておりますけども、それはそれとして各地域ですね、民生委員さんなり、あるいは各集落ごとに地元の方が足で稼いでいただく情報、これはちょっと質が違いますので、それぞれ今準備をしていただいて、民生委員さんは担当エリアのところを今まとめていただいておりますし、それから各集落につきましては、今年度今一部の地域でモデル的に進めていますけども、福祉座談会、ネットワークづくりの座談会ということで一部入らせてもらっていますけれど、そういう中では集落の中での災害時に保護を要する人というようなマップ作りを作業していただいております、最終的にはそういうものが、先ほど言いました手続きを経てですね、来年度までにはそれができるような目標をもって進んでおるところとこ

ろです。以上です。

○議員(3番 吉原美智恵君) 了解しました。

○議長(鹿島 功君) はい、これで暫時休憩いたします。再開は13時です。

午後12時 休憩

午後1時 再開

○議長(鹿島 功君) 再開いたします。次に2番、西尾寿博君。

○議員(2番 西尾寿博君) 議長。昼からの一番ということですが、合併して早、4年目がたちました。今日は多岐に亘り質問したいと思いますが、同じようなことを同僚議員が質問したかもしれません。よろしくお願ひしたいと思います。

本家本元であります国、県の財政事情は、燃油、原材料の高騰により、資源の少ない乏しいわが国の経済は、ますます悪化する傾向にあります。本年度から国は、地方に対して財政健全化を図る4つの指数を明らかにするように指示しています。その一つに実質公債費比率というものがありますが、破綻した夕張が38%、大山町は頑張っているせいか16%、これは財政標準額に対しての%なので、決算とかには予算にはちょっと違うのかなと思いますが、それに対して国はですね、80%を越えているということです。25%が危険域、危険域に入ったということだそうです。そういった中で、国はさまざまな手を打ってきております。そして、合併前、旧町は望んで合併をしたわけではないと思っております。国からの強引とも言うべき合併条件、特例債等のあめ、交付税の減額というムチによって、全国ほとんどの市町村が悩みに悩んで決定されたと、こととこのように認識しています。

改革等、努力をしなければ再建団体になってしまいます。三位一体の改革により、交付税は削減されました。しかしながら税源移譲は遅々として進みません。交付税は減り財源移譲はないと。このような厳しい財政状況の中で大山は、先ほど申しあげましたが何とか踏ん張っているというふうに思います。町長、執行部頑張っているのかなというふうに考えます。合併して早、4年目、締めくくりの年になったわけでありまして。議員も同様、首長にとってもそうであります。

そこで町長にお尋ねいたします。大山町、名和、中山、同じ大山山麓にありながら、似て非なる3町の合併、条件もいろいろ違ったと思います。合併をして見えてきたこと、文化面、行政面、教育面、多々あると思います。町長の感じていることをお聞きしたい、このように思います。

そして2番目に多くの事業を実施されています。いまだ結果の出ない事業も数多くあります。その中で、今後の進展、進み具合は、町長いかが考えているかな、いかが思っているかな。具体的に申し上げます。合併前から大変だろうと思われていました水道料金の統一、これまだできていませんね。原価169円掛かっているそうで

す。中山128円、名和137円、段階的に揃えたいというふうな考えをお持ち、これは分かっています。しかしながら、問題がありましてなかなか統一できない。わたしが思うのは、大山地区が旧大山地区ですね。まだ統一されていない、というところに大きな原因があるのかなと思ってみたりもしています。非常に高いところもあれば、安いところもある。

そしてもう一つ、町長は提案として新事業の大山恵みの里構想というのを打ち出しております。大山の恵みをアピールし、またその資源を利用して活力と賑わいを大山に取り戻す。豊かな大山の復活を目指すというふうに聞いております。町長の思いとそしてこの2つの進み具合はあっていますか。

そして3番目、行政改革も積極的に遂行されました。行革の弊害はなかったのかな、具体的に言いますと、財政改革も行政改革も相通じるものがあると思っています。まあ同時進行だろうというふうに考えます。職員も削減されました。町長も大変だったろうと思います。優秀な職員も多数退職されております。わたしは、公務員は基本的には、優秀な方が多いというふうについていつも感じております。公務員試験という難関を突破され、そして志を高く、自分の生まれた町で行政をやりたい。何とか豊かな活力の町にしたいと思いつつ入ったんだらうというふうに考えます。その優秀な職員のモチベーションは、保たれているのか。やる気が出ているのかということ。また機構改革もやりました。指定管理者に業務委託も出しておられます。いいところに落ち着いているのかなというふうに心配もしております。この3つのことに関して、町長のお答えをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは西尾議員さんのご質問に答弁させていただきたいと思います。まず始めに、3町の合併、合併によって見えてきたことはというご質問でございますが、3町が合併して4年目ということで、合併時点から振り返って見たときに、合併前には見えなかったそれぞれの町の地域性・町民性の違いは、私が言うまでもなく、議員さんはじめそれぞれに少しずつお感じになっているところだというふうに思っておりますが、町としては、イベント等の開催を通じて交流の輪が町全体に広がるように努めているところでもありますし、それなりに町民の融和が図れてきつつあると感じているところであります。

合併後、早々に新町の総合計画を策定をし、「大山の恵みを引継ぎ元気な未来を拓くまちづくり」をキャッチフレーズに、職員一丸となって大山を核とした新しい町のまちづくりに奔走している毎日ではありますが、それぞれの町の歴史・文化・伝統を継承し、また、いろんな分野での課題をひとつひとつ解決をしながら、町民みんなが元気で幸せに暮らしていける町を目指していきたいと考えているところであります。

次に、事業の成果あるいは進み具合はというご質問でございました。まず事業と申しますか、ハード面におきましては、順調に事業が進めることが出来てゐるんだらうなというふうには感じてはおります。具体的な課題としては、先ほどご質問にありました合併時に統一できていなかった上下水道の料金、また大山地区の簡易水道料金や開拓専用水道の問題もあるところであります。簡易水道料金につきましては、地区ごとに関係集落と交渉を進めてきており、ご理解をいただいた集落には、既に上水道会計に編入したり、引き続き簡易水道会計での運営を予定しているところであります。

また上水道料金の統一に向けては、検討委員会で一定の方向性を示していただいておりますが、町民の皆さんのご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

また、「大山恵みの里づくり計画」の推進についてであります。既存の農畜水産物の販売に向けた取組みが少し遅れておりましたが、今年度になりましてから米子市内のスーパーのご協力をいただきながら具体的にスタートすることが出来たところであります。

観光交流拠点の建設につきましては、来年3月中にオープンをさせ、4月から本格的に稼働させ、大山の観光や妻木晩田遺跡、町内にある名所旧跡のPRまた御来屋漁港の直販所との連携を図れるようにしたいと考えているところであります。

次に、行政改革についての弊害はということでありました。行財政改革につきましては、80項目にわたる事務事業等について検討を加えたところであります。各種補助金の見直しについては、財政担当による1件査定を実施し、多くの関係の皆さんのご理解をいただき感謝を申し上げる次第です。

地方自治法の改正により取り組みました「指定管理者制度」の導入に関しましては、特に社会体育施設の管理面におきましては、直営の時より維持管理がうまくいっていないとの苦情をいただいておりますので、担当課の強い指導を行いながら改善を図る考えであります。改善がなければ、指定替えや直営とすることも視野に入れていかなければならないというふうに思っております。

また、職員の削減への取り組みであります。昨年度は、多くの職員の皆様にご理解をいただきました。改めて感謝申しあげたいというふうに思っております。

行財政改革については、今後でもできることから取り組みながら相反することかも知れませんが、住民サービスの向上と効率的な行政運営の均衡を図っていくべきと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(西山議員 退席)

○議員(2番 西尾寿博君) 議長。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 一番目の、そうですね3町いろいろな面があるというふうに私も思っています。すぐには解消されないだろうなというふうに感じております。

2番目の事業についてですが、大山も運がいいのかなというふうはこの間思ったわけです。「食のみやこととり」というふうに知事も打ち出し、そして執行部努力との運もあったり、モンベルが出てきた。ファミリーが温泉を掘るといような話もあります。企業誘致も順調なのかなというふうに思ったりもします。しかしながらこの大山恵みの里構想の中で、ブランドづくり、町長も言うておられます。ブランド作り遅かったのではないかな、なかなか理解いただけなかったのかもしれないが、そしてアンテナショップ、先ほど同僚議員も質問していましたが、名和インターの下にあるアンテナショップ、そしてみくりやにできる加工場、作業場ですか。今全国の道の駅といいますか、作業場のようなのは、ほとんどの自治体でお荷物状態になっているのが、事実ではないかなというふうに思います。作られた当初、さまざまな人が尽力され、頑張れるだろうと、頑張るだろうというようにわたしは思います。

しかしながらなかなかこれが続かない。そういったことを聞いております。じゃあわたしたちのこのアンテナショップなり、作業場、工場といいますか、加工場ですが、どれくらい続けれる、あるいは続かさせなくてはならないというような考えをお持ちなのか。そして早期退職者の話であります、合併の時点でも多くの方が退職されております。そして毎年起こる日替わりメニューのような人事、そして機構改革に伴う課の場所変え、名前の変更、同じような名前の部局もあったり、受け入れられてまた離したりとか、仕事内容も変わっておるように思います。この早めの切り替え、人事、何故なのか。わたしこれ担当者はまず仕事を覚える、あるいは仕事を把握するだけでも、わたしは1年2年かかるんじゃないかなと思ったりしていましたが、まあ優秀な方がやっておられるんでしょう。何とかやっておるのかなというふうに思います。そして指定管理者の業務委託、これも多くやります。グランドなどがほとんどですが、これからもですね、国がこのような状態ですから、これからも職員の削減、あるいは業務委託なども進むような可能性があります。公務員は自分の手から離れたらしたがる。それが公務員じゃないかな。いや公務員を悪く言うわけではありません。先輩議員も以前言うておりました。風車のことですが、頑張っまわっている風車は民間だ、怠けておる風車はありゃあ公務員だぞ、というようなことも聞いたこともありますが、公務員は公務員法によって身分保障がありますんで、頑張る人も頑張らない人もクビにならないといっちゃあこれは語弊があるでしょうけども、民間とはその辺が少し違うんじゃないかな。民間は、

「やる気があるんかい、お前」っていうような話から始まってですね、減額が始まり、しまいには解雇というようなこともあると思います。わたしはこれ違うに思うような話ですが、全てにおいて職員のやる気、あるいは自分で考える力ができてこない限り、どのような施策をうってもうまくいかないじゃないかなというふうにも感じます。そのような先ほどいろいろ言いましたが、そのような観点からですね、もう一度町長にですね、お伺いしたいなと思います。

(西山議員 着席)

○議長(鹿島 功君) 町長。

○町長(山口隆之君) 議長。西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、今言われたことが全て質問ということでの最後の整理でよろしいのかなというふうに思いますが、まず最初の一点、恵みの里事業の取り組みの中でのご質問がございました。少しブランド作りが遅かったんではないか、遅れているのではないかということでもあります。ブランドというものをどう捉えるかということにもあろうかというふうに思っておりますが、わたしの捉え方としては、ブランドとして、いうものはまず「大山」というこの資源、この大山という資源からあみだされていくその農産物、畜産物あるいは大山町内にあるもの、わたしはある意味ではこれはすべてブランドだというふうに思っております。

したがってブランド作りっていうのは、非常に困難なものだという捉え方もあります。それはトップブランドというものを当然作っていかなくちゃなりません。ブランドを構築していく中で本当のトップブランドを作っていくのは大変でありますけれど、まずはわたしは自分のふるさと大山、この自然豊かな大山という素晴らしいイメージを持ったこの資源、このことを全面に出すことによって、その大山町全体としてのブランドの育成ができるんじゃないか、そういった思いの中からたくさんの方にこれに参画いただいて、そして大山の恵みというものを前面に押し出しながら、大山町ブランドというものをまず作っていこうというふうな考え方でありますので、そういった中でさらにまた付加価値をどんどんその中で高めていき、努力をする中でどんどんまたトップブランドに向かっていく、そういうことを目指していかなければならないというふうに思っております。そういった中でまずはそのブランド作りというのは、そういう認識を共有化していくことがまず大事かなというふうに思っております。まあそんなことを今仕掛けながら多くの方に意識付けをし、意識を持ってもらうような取り組みをしているところでありますので、すぐに効果としてみえてこない部分もあるかもしれませんが、それが恵みの里づくり計画の目標でございますので、そういった意味ではこれを地道にちょっとずつ進めていくことが大事だろうなというふうに思っています。

そのひとつのアンテナショップの拠点として公社が運用することになりますが、

新しく作っていくのが今の交流センターであります。その交流センターっていうのは、今日午前中の岩井議員さんへのご答弁でも申しあげましたけれど、決してそこをもの売るだけが目的の施設ではありません。そこでいろんなその観光情報や歴史、文化、いろんな含めて大山町の情報を発信していく。その中の一つとして、物産も位置づけていくという考え方がありますので、したがってここだけでその物産の販売で収支を見るということではなくて、やはりそこから認知をいただいたことによって、他へのどれだけ波及効果をもっていくか、もたらしていくかということ判断していかなければならない、そういったことではないかなと思っています。そういった意味からもその施設、いろんな道の駅という、大きな道の駅、全国にある中で非常に苦戦しているところもたくさんあるのはご承知しとります。したがってそういったあそこで町内の全てを完結するような道の駅のような機能を持たせるということではなくて、非常に規模の小さなものになっているというのは、そういう意味であります。

したがってそういったものが、今日も言いました同じような機能を持つものとしてみくりや市であったり、それから御来屋漁港であったり、それから大山寺にもそういった場所を作っていく、いろんなところにそういった情報の発信ができる、そういった役割を持たしていけば、それはトータルに考えれば大山町としての道の駅ということになるのではないかなというふうに思っておりますので、そういったことから考えれば、いつまで持つつもりかなんていうことではなくて、ずっと継続的にその役割をそこで御来屋の直売所を含めてでありますけれど、期待をしているところでもありますし、またそういった運営がなされていくものというふうに思うところでもあります。

それから職員のことにも触れていただきました。確かに今、人員削減も求められて財政の効率化も求められている中で、職員の皆さんに大変ご無理を申し上げて早期退職に応じていただきました。わたしどもとしても本当に優秀な経験の、お持ちの、長い経験をお持ちの職員さん、非常に頼りにしている職員さんばかりでありますので、そういった早期の退職を決断いただいたということは大変感謝する反面、非常に残念でもあり、私どもとしても力にしておったもんでありますから、そういった思いはありますが、しかしながら今の置かれた環境の中でやはりそういった事は取り組んでいかなきゃならない課題として、われわれとしては思っておりますので、そういった意味では、それをご理解いただいてご協力いただいた方に大変感謝しております。

ただそれに應えるためにも、やはりこれから持続可能なやっぱり行政運営ができるような改革をしていかなきゃならないわけであります。そういった中で決断をしたのが、機構改革であります。やはり人員が減った分、それから体制が、人が少な

くなった分、体制を整備することによって、やはり力が衰えんようにしていかなくちやならないわけでありますから、そこに機構改革があったり、更にはやはり一人ひとりの力を引き出していくには、やはり一面的に、で、能力を判断するのではなくて、いろんな分野にその職員を配置することによってまた新たな能力を発見していくと、引き出していくということもあるわけでありまして、まあそれがある意味で人事異動の効果であろうというふうに思っておるところであります。確かに1年や2年で変わる職員もあります。ただわたしが思う中では、特に若い職員は、早いうちに大事ないろんな部署を経験しておくことは、ぼくはいいんではないかなというふうに個人的には思っています。やはりいろんな部署の中で実際自分で勉強すればいいんですが、やはりその職場に行ってみないと分からない、なかなか勉強できない部分もあるわけありますから、浅く広く、まず町の行政というものをまず理解した上で、それからその適性を見極め、さらにはその能力等を判断しながら適材適所で仕事をしてもらうという、そういった人事をわたしはいいんではないかなという考え方で持っておりまして、そういった意味で短期間で変わる職員もおりますけれども、ただその職員の努力によって、やはりその仕事に対しての取り組み、それはやはり自分に与えられた仕事を1年も2年も掛かって覚えるのではなくて、やはりまずしっかり受け止めてそれを自分の仕事としてすぐにできるようにしていく、そういう能力を持っておると思っておりますし、そういうふうな対応していると、わたしも思っているところでもあります。そういう点を一つご理解いただければなというふうに思うところでもあります。

それから指定管理の話も出ました。決してこの指定管理に出すということ、指定管理に出すということは、行政から手を離すということではないというふうに思っております。これも行財政改革の一つとして、指定管理という民間の力を借りて町の施設を運営していくという、そういった制度の中で指定管理制度ができたわけありますから、町としてもそれを取り組んでおるわけありますけれども、これは決して指定管理に出したらもう行政はこれでもう自分の責任はないから知らないよというようなことではない。やはりあくまでも町の施設を維持管理し、運営していくのを民間に任せるわけありますから、やはり最終的な責任は、当然設置者であります町にあるわけありますから、そういった意味で町がしっかりとその指定管理の状況について把握をし、指導していかなくちやならない、それは町の責任だと思っております。したがいまして、先ほど申し上げましたように少し指定管理の状況が悪いという情報、苦情をいただいた分については、やはりしっかりと指導をし、場合によってはその改善が成されない場合には、ちゃんと契約にあるわけございますから、契約を解除するというのも考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、是非ともいろんな指定管理の施設について課題等がありました

ら、われわれの方にその情報をお届けいただければ一緒になって管理指導をしてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

それからうーん、今の最後の質問っていうのはわたしもあれなんです、公務員になったらもうクビにならなだけ仕事をせんでいいみたいな雰囲気ね、お話かなと思いましたが、わたしは決してそういう職員は、大山町にはいないというふうに思っております。これは研修等もやっておりますけれども、やはり一人ひとりの資質なり意識の問題だろうというふうに思っております。確かに安定した職場ということで公務員、そういうふうに思われがちでありますけれども、今なかなかそうはいかない時代でもあります。住民の皆さんからもしっかりと監視の目で見ていただいておりますし、そういった評価をわれわれもしっかりとその職員と共有化していきたいというふうに思っておりますので、いろんなお気づきの点をご指摘いただければ、気づかない部分もあるだろうというふうに思っておりますので、ぜひとも指導的な立場で住民の皆さん、議員の皆さんからも職員に対してのご意見をいただければ、われわれも真摯に受け止めて一生懸命がんばっていきたいというふうに思っております。

ただそういった中で昔の制度と違いまして、われわれとして人事考課のシステム、これを今入れるようにしています。やはり、そういったとはいえ、仕事に対してのその意欲とか正確さ、いろんなものの中で、やはり評価をしていかなきゃならない部分もございまして、今試行でありますけれども、人事評価制度を導入をしながら、それぞれの職員の仕事に対する姿勢、これをお互いに確認しあい、そういった評価をしあう、というような取り組みも今進めておるところでありますので、ご理解いただければというふうに思います。以上であります。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長、2番。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 丁寧な答弁ありがとうございます。少し誤解されたのかなというふうに思いました。わたしは公務員が、大山町の公務員が優秀でないというふうな考えは持っておりませんので。ちょっとまずったかなと思いますが。もともと公務員というものはそういうふうに傾きやすいというふうにとっていただければありがたいかと、その上です、ね、もともとあるものを能力を引き出して、できればですね、よく最近合併しないまちだとか、合併して成功したまちだとか、いろいろなところで出ております。そのことを聞いたり見たりすることに及んでですね、いつも感じるのは、職員がやっぱりいきいきと動く、その中で町長はちょっとだけアドバイスするとか。何かそんなような感じに、だいたい似たり寄ったりな雰囲気があるなというふうに感じます。この大山町の職員の中でわたしは本当でがんばる職員が結構いるんだなというふうに最近思ったりしまして、自主的に羽ばたいて

もいいじゃないかなというぐらいな気持ちであります。その辺をですね、町長は引き伸ばしてあげてですね、モチベーションを高めてあげたら、まだまだ良くなるのかなというふうに実は思っております。その辺りを最後に町長に伺いをして終わりたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、西尾議員さんのおっしゃるとおりだというふうに思っております。わたしも職員、それぞれ優秀な職員が頑張っていておるといふふうに思っておりますし、決してわたしどもとして抑制をしている気持ちは全くありませんので、そういう意味ではのびのびと頑張ってもらいたいなというふうに思っております。またそういった環境が作れていないとすれば、わたしどもも反省をしなければなりませんけれども、いづれにしてもそれぞれが自分自身の課題、自分自身の役割という部分をしっかりと一人ひとりが持って、そしてそれに向かって、取り組んでいく姿勢、このことをそれぞれが持ち合うということは大事だというふうに思っております。どうか、わたしもそういった視点でこれからも一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議員（2番 西尾寿博君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 近藤大介です。通告にしたがいまして3項目質問をさせていただきます。

まず始めにですね、韓国ヤンヤン郡との人事交流についてということで質問いたします。

この9月定例会の初日に森田副議長の方から報告もありましたとおり、われわれ大山町の議員団は本年7月初旬に韓国ヤンヤン郡に行政視察に行つてまいりました。平成13年から交流を持っておりますヤンヤン郡を親善訪問し、産業、文化、教育、行政の状況を視察し、当地の李郡守さん以下行政職員の方々やヤンヤン郡の議員諸氏とも意見交換などし、交流の絆を深めて帰つてまいりましたけれども、ヤンヤン郡の李郡守さんからは、「これまで築いてきた友情と信頼を基に実質的で具体的な交流を今後検討しましょう」というごあいさつをわれわれ受けましてその際に非公式ではありましたが、今後は両自治体の行政職員の人事交流もしたらどうかという提案もその時いただきました。日本と韓国が、竹島問題や歴史認識等で度々緊張し、この最近でも多くの自治体間交流が中断する中、この大山町とヤンヤン郡、あるいは釜山市の大東中学校との交流が今年も例年どおりつつがなく行われたということは、これまでの交流の成果であったというふうに思っております。鳥取県も

現在、環日本海交流に一生懸命努力しておられ、一層の環日本海をめぐる交流を図っていかうとしているときであります。この機にですね、この鳥取県西部あるいは大山町にも韓国語、語学に堪能で、日韓交流に理解のある行政職員を養成していくことが必要ではないかと思えます。まあいきなり人事交流と言っても向こうの言葉が十分にできない中、行政の仕事が十分にできるとは思いませんけれども、始めは両国、あるいは両地域の相互理解、相互交流を深めるという目的のもと、語学研修が主体の交流でもいいのではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは近藤議員さんのヤンヤン郡との人事交流についてというご質問に答弁させていただきます。

国際交流の推進は、国際社会への理解と友好親善を図るうえで意義のある取り組みでありまして、議員ご指摘のとおり、ヤンヤン郡との交流は、鳥取県の提唱する環日本海交流の中で強い絆で結ばれた交流であると認識しているところでございます。ご提言をいただきました職員の人事交流についてであります。今後さらに、この交流の発展を図るうえで有効な方法の一つであると考えております。

今回、議会が視察の際に打診があったということでございますので、今後、事務レベルでの協議を重ねながら他団体の状況も十分調査の上、国際的な人事交流の実施については、どこに課題があり、どのような条件整備が必要なのか等々これから慎重に検討しながら方向性を出してまいりたいと考えております。以上であります。

○議員（1番 近藤大介君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 提案の必要性なりは認めていただいたうえで、まあ今後検討していただけるということでございます。その検討する中でですね、一つ考慮に入れていただきたいなというふうに思っております。昨年12月の定例会で質問させてもらったこととも重なる部分が多いわけですが、と言いますのが、この鳥取県あるいは山陰地方というのは、経済基盤が弱くですね、非常に公共事業に依存してきた部分があります。その結果、今非常に厳しい経済情勢にあるわけですが、鑑みますれば大山町を含む鳥取県西部の数少ない経済的な長所としてですね、境港が上げられると思うんです。境港を、があり、日本海に面している。その海の向こうにはですね、13億の人口がある中国があり、或いは資源の豊かなロシアがある。また、朝鮮戦争以後急速な経済成長を遂げた韓国があるわけです。そうしたことを考えましたら、政治的には色々根深い問題もあるわけですが、この日本海を隔てたすぐ先には経済的な非常に大きな可能性を持った地域がわれわれの目の前にあると、いうふうに思うわけです。来年にはご承知のように、

ロシアのウラジオストック、韓国のトンヘイ、それから境港と、この3つの港を結ぶ貨客船の定期航路も就航するという予定になっております。環日本海の物流、或いは人的交流がますます進むというふうに思っております。そういった中で、我々大山町、或いは鳥取県西部にとっても、韓国というのは重要な地域になっていくのではないかというふうに思うわけですし、そういった結びつきをより深めていくためには、大山町の行政職員にもやはり韓国との交流なりに理解のある、ある程度語学のできる職員が必要だというふうに思うわけですが、その辺りの認識について町長がどのようにお考えなのか、もう少し詳しく答弁いただけますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。近藤議員さんの再質問に答弁させていただきますが、おっしゃるのが私と同じ思いでありますので、私から改めて詳しく言う必要もないだろうというふうに思っております。日韓交流、自治体交流なり、ことで交流を行っておりますが、これは決して交流することだけが目的ではないわけでありまして。当然その地域とのその人の交流もですけども、経済的な交流にも繋げていかなければ意味がないだろうというふうに思っておりますので、ですから、そういったことをこれからそれぞれ自治体間の中でどういった交流が出来るのか、そういったのもこないだ事務レベルでも行きながら話しをしたところでありまして。毎年友好的に行ったり来たりして良かったね、では当然繋がりもならないわけでありましてから、おっしゃるようなこと、そういったことを進めていく中で、今おっしゃったような米子空港であったり、境港の貨客船の航路が出来てくるということこれは非常にそういう意味ではこれからそれをこの地域で生かしていく大きな力になるだろうと思っておりますから、同じような思いでそういったことを考えながら、職員の人事交流という、の必要性というのをがどういった形で出来るかということを考えていきたいと思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） はい、議長。はい、認識は同じということで理解しましたので、次の質問に移らせていただきます。

2つ目でございます。「まちづくり危機宣言」をということで、あげさせていただいております。先ほども言いましたように、われわれが住みます地方の経済が、今大変疲弊しているなか、大山町の若者も町外或いは県外に流出を続け、青年層が大山町内で家庭を築く余裕もなく、本町の少子化が今急激に進んでおります。ここ数年大山町内で年間に生まれた赤ちゃんの数は100人もままならないような状況でして、合併前の平成16年度、1年間の出生数は144人でしたがこれが年々減りまして平成19年度、昨年度は99人と遂に100人を割り込み、今年も福祉保健課の方で少し調べてもらいましたところ、今の母子手帳なりの発行状況下からいき

ますと、今年度も出生数は100人を少し超える、102名ぐらいではないかという推計でございました。生まれてくる子供がどんどん減る中、高齢化は着実に進み、高齢化率が50%を超えます、いわゆる限界集落というものも、今現在大山町内にはございませんけども10年経ちましたら、相当数出てくるのではないかということも予想されまして、中山間部はもとより、町内の田畑が次々に荒廃して行くのではないかと心配されるところです。人口は地域を計る、地域の活力を計るバロメーターであろうというふうに思います。これ以上、急速な少子化は、例えば交付税など町の財政も圧迫することになりますでしょうし、遠くない将来、私たちの町大山町の存立を危うくするのではないかというふうにするにすら思っております。そこで、1年間、あるいは1年度の内ですね、生数100人をひとつの目安として、いわゆるデッドラインと位置づけてですね、ぎりぎりの線として、なんとしてもこれを割り込まないような、割り込まないための施策をしていくためにですね、少しショッキングなことかも知れませんが、「まちづくり危機宣言」をですね、大山町として発し、行政のほうではプロジェクトチームを作ってくださいですね、これからの大山町の地域づくりをしていくために、住民の理解と協力、あるいは参画を求めていきながら、今まで以上の「子育て支援」、「教育の充実」、「若者定住施策」、「産業の振興施策」をですね、総合的に打ち出すことによって地域の活力を取り戻していく、計っていく必要があるかと思っておりますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは、近藤議員さんの「まちづくり危機宣言」を出せ、というご質問に答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、人口は、地域の活性化を図るうえで非常に重要で大きなウエートを占めていることは間違いないかろうかというふうに思っております。現在、本町におきましては、少子高齢化が進み全体の人口も年々減少傾向にありまして、将来のまちづくり、集落の維持に強い懸念を抱いているところであります。こうした状況の中、本町といたしましては、平成18年6月に策定をいたしました「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」を基本理念とする総合計画の具現化に向けて、限られた財源の中で大山恵みの里構想をシンボル施策と位置付け、高度情報通信環境の整備とサービス提供の仕組みづくり、自然と文化に学ぶ特色ある教育環境づくり、保健・医療・福祉の連携による安心の定住環境づくり、子育て環境の充実による若者定住の環境づくり、住民自治の機能強化を重点施策として全職員一丸となって取り組んでいるところであります。

また、将来のまちづくりの核となりうる地域自治組織の立ち上げに向けても準備を進めているところでありますので、「まちづくり危機宣言」の意図するところは十

分に理解するところではありますが、宣言をする、しないに関わらず、今後も総合計画にそって理解を得ながら、住民の皆さんとの協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでもあります。いずれにいたしましても、わが国全体が人口の減少社会の到来を迎えた中での自治体経営でありまして、持続可能な地域づくりに向けて、職員の総力を挙げて全庁一体となった、なっとなって取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

○議員(1番 近藤大介君) 議長、再質問。

○議長(鹿島 功君) 近藤大介君。

○議員(1番 近藤大介君) 今答弁いただきましたように、町長始め、執行部の皆様におかれても、今、どんどん進んでいる少子化が、将来の町づくり、集落維持、に大きく影響するということの、心配ということは、それなりにお互いの認識は一致しておるところで、があるんですけども、今進んでおります少子化というのがですね、出生数が今30年前の大体3分の1な訳です。ここ、この30年の間に、生まれてくる子供の数が3分の1になった。それこそ、これから教育委員会の方で議論が進められるところではあります、1年間に100人ぐらいしか子供が生まれないわけですから、その子供の数に対して中学校が3つもあることが、本当にいいのか、必要なかどうなのかというそれ以前に、それが本当に子供のためなのかという議論も今まさにされている。これからされるところである訳です。それに代表するように本当に、私自身大山町という地方自治体が、これから10年経ったとき本当に維持できるのかどうかというところに対して、非常に心配をしておるわけです。10年先といってもすぐ来るわけですけども、例えば、税務課長、今どんどん人口が減っていく中、大山町の住民税の税収は主に給与所得者による納税であります。このまま人口が減って言った場合ですね、今の税制が10年先もこのままだと仮定して、大山町の10年先の税収は一体どのぐらいあるのでしょうか。或いは福祉保健課長、どんどん高齢化が進む中、10年先、介護や福祉にかかる予算は一体どのぐらいになるのか。住民生活課長、国保の医療費、高齢化が進む中で、10年先一体どれぐらいの医療費がかかって、われわれ国保の加入者はどのぐらいそれを負担しなければならないのか、今ここで答弁は求めませんが、各担当の管理職の皆さんや、担当者の方々、ざっくりとした大まかな数字で構いませんのでやはり、日々の仕事で、中ですね、そうした数字や状況を意識しながら業務に取り組んでいただきたいというふうに思うわけであり、もちろんわれわれ議員も、そういった意識、或いはビジョンを持ちながら、行政に参画していかなければならないと思っているわけですけども。そこで山口町長、町長は、恵みの里づくりをテーマにですね、この4年間、地道に手堅く行政を見直してこられた。行財政改革につきましても、道半ばではありますけれども着実に成果を出してきておられるとい

うふうに理解しております。

しかし、この急速な少子化の状況を見ますのに、われわれの町、大山町の置かれている状況というのは本当にわれわれの想像以上に厳しいものがあるというふうに思います。この状況を住民の皆様にもっと理解してもらうために、或いは理解してもらい、住民参画を促していくためのひとつの手段としてですね、今私は、町づくり危機宣言を発したらどうかという提案をしたわけですが、現状認識については、そう大きな差はないというふうに思っております。そこで改めて、町長にお尋ねするわけですが、この大山町が置かれている厳しい状況を住民にどう訴え、理解してもらい、住民参画を促していくのか、町長の思いなり、具体的なお考えもう少しお願いできますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。近藤議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、大山町として今、少子高齢化が進んでいき、財政的にも厳しい状況が続いているということ、持続的な大山町を運営していくために、行財政改革が必要で、今の大山町の財政状況はこうでありまして、人口構成はこういうふうになっておっただからこういう改革をしなくてはならない、こういった職員の削減もするし、補助金の削減もするし、町民の皆さん、出来ることは皆さんやって、やりましようや、とみんなで町づくりしていきましょう。というようなことは、しっかりとある意味ではいいながら行革も、ご理解をいただいて、機構改革も含め、色々な取り組みをしてきておるといふふうに思っております。そういった意味では、私どもとしても町民の皆さんに夢を与え、町づくりの中でうきうきとした町づくりに参画できるような、環境があれば、本当に一生懸命みんな喜んでいただけるんだと思うんですが、どちらかと言うと、ずっとこの何年と、辛抱してください、大変ですからお願いしますと、言って住民の皆さんのお声に対してご理解をいただいております、耐えていただく。そんなことをお願いをしながら、損な役割だと思いつつそれをやってきた中で、ある意味でようやくこうして、財政的にも何とか他の町村に比べて、危なくないというか普通の状態に保てておると思っております。これはやはり住民の皆さんのご理解があつたというふうに思っております。そういった意味では私どもとしては今の大山町の状況を皆さん方に、住民の皆さんにお伝えをしてきた。それをご理解いただいた成果だといふふうに思っております。

ただ今近藤議員のおっしゃるもう一つの指標としてのその、出生率、子供の数であります。これについては確かに大きな課題であります。よく高齢者の皆さん方に高齢化率が上がっておりますという話の中で、なんか年寄りが増えて悪いなあなんていうやな思いをしなる人があるもんですけん、敬老会とかいろんな場面で、そんなことは遠慮しなることはないですよ。みんなが、長生きを出来ているということ

ですから高齢者が増えているっていうのは。それを率で表すと高齢化率が上がっているという言い方をするけど、率というのは分母ですから、分母というのは要は若いもんが少なくなるとのことですから、あなたたちの責任ではありません。なんてことを言いながら、お話をするんですが、この出生率の減少なり少子化というのはある意味では、日本全体の課題であります。だから、この出生率を上げていくのにどういった方策があるのかということ、これは今国を挙げての取り組みのなかで行っておるわけでありまして、そういった中では、今ではわれわれの頃では考えられない年齢になっても、まだまだ1人がいいとあって、独身で楽しく過ごしておられる若い方が多いわけでありまして、誰とは申し上げません。やはりそういった多くの皆さんに、やはり、子育ての楽しさ、夫婦で家庭を築いてく楽しさ。そのことが、この地域を、日本を支えていく力になるんだということ、それが次の世代に送っていく大きな役割だということ、それを私は理解していただきたい。自分の人生、自分一人ひとりが、楽しく暮らせればそれでいいのではない。やはり、その次の世代にも、持続的な日本、持続的な地域が継続的に築かれていくような、仕組み、というか役割を作っていくための役割が皆さんにあるんだということ、これを理解していただきたいなということ、これを常に思っておりますし、そういった取り組みをしております。これは大山町だけではなくてやはり日本全体の中で考えることだと思っております。そういった中でじゃあ少ない子供を大山町だけ増やして、米子は減ってもええかっててもそうはならんわけでありまして、ただ、問題なのは大山町で生まれて、大山町で育って、大山町に勤めただけでも何故か米子に住んでいるというのが結構あるというのが、ここら辺が実は大きな問題だというふうに思っております。ですから、日本全体の中で、やはり出生率を高め、若者が子育てがしやすい環境を作っていくことをどんどんやりながら、やはりそれを、地域地域でそれぞれの自治体の中で更にその上乗せをした特徴を出して、それぞれの町に住み続けていく。そういったことをしていかななくてはならないのではないかと思っております。その大きな施策が先ほど来出ておりますように、特色ある施策の中で子育てとか教育、こういったものに特色ある取り組みを今、しておるところでありますし、今後ともやはり、若い人たちにこの地域の中で住み続けていきたいという思いになるような、そういった、教育だけではなくて、環境づくりをしていくことが大事かなというふうに思っております。以上であります。

○議員(1番 近藤大介君) 議長。

○議長(鹿島 功君) 近藤大介君。

○議員(1番 近藤大介君) 再質問。まあ、少子化の一因として、若い者が結婚しなくなったものも増えてきているんだ、と、いうふうに町長が言われた中で、議場に少し笑いが起こったのを今、テレビで中継されておりますので、ご覧になってお

られる方は、何の笑いかなというふうに思われた方もあったのじゃないかと思いませんけれども、今の話の半分ぐらいは私に向けられた話だったのかなと。いうことだけ言っておきますが。そういった状況は、ある中でですね、本当に少子化が進んでいるのは国全体の話だというふうに、町長言われてます。まあ、おっしゃるとおりではあるんですけども、ただ、地方ではその減り方が著しいということでもあります。ここ20年の統計の数値で見ましても、人口自体は、例えば米子の方では増えておりますし、鳥取県全体で見た場合、少子化。鳥取県全体でも進んでいて、出生数は下がっておりますが、ここ20年間の数字で行きますと、県全体では4割子供の数が減っている。出生数が減っている。県全体では4割なのに、大山町では3分の1になっていると。これがやはり大きな問題だと思っているわけです。大きな問題だということはそれぞれ、町長始め、管理職の皆さん方も理解しておられるところだと思うんですけども、本当にこれ、このままではいけないと、いうふうにこの問題に立ち向かっていくのであれば、それぞれ、各課、横断的な保健指導の問題であるとか、教育の問題であるとか、住宅施策の問題であるとか、農業振興、産業振興の問題、お互いの問題点を共有しあうような、やはり場が必要なのではないかなと、その中で優先劣後、検討しながら、少子化対策に向かっていく施策を順次打ち出していく。そういう必要があると思うわけですが、住民に対しての理解ということでは、今、大山町ではそれなりに、説明責任、果たしてきておられると思います。事あるごとに、問題点については何らかの格好で町民に対して知らしめてきておられると思いますけれども、この危機的な状況においての住民の理解というのはまだまだ不十分な部分があると思うんです。そういう意味では、もう少しその分かりやすい形で何とかしなくちゃいけない。という部分をPRしていただく必要があるかと思うんですけども、そのPRしなくちゃいけないという部分についてのお答えと、それから、役場各課で問題点を共有していくまあ、場。できればプロジェクトチームみたいなのがいいんですけども、そういったものの必要性。この2点について再度もう一回町長の答弁を求めます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁をさせていただきますが、今おっしゃった、特に地方が出生率が減り、子供の数が減ってきている。それはそのとおりであります。鳥取県の人口自体も減ってきているわけでありますから。これはご承知のように一極集中政策の中で地方と都市との格差がどんどん広がってしまった。ここにあるんだろうと思っております。いくら子育て環境を作っても、いくら、教育の充実を図ってもやはり、そこで経済活動が行われなければ、住み続けることができないわけでありますから、そういった中で、国の施策としてやはり今、ようやく地方を見直すという施策に変わりつつありますけれども、やはり、地方がきちっと

活力を持てるようなそういった政策をやっていたかかないと、なかなかその地方の中で生活をしていくということが難しい環境にあるからどんだん都市部の方に色んなものが集中し、都市部の方に人も流れていき、また、人が流れていくから、また色んなものが集まってきて、またそこが栄えていくという、そういった状況になっているのではないかなと思っております。だから、どんだん血管でいえば末端の抹消の血管のほうがどんだん今、疲弊して行って、腐っていきつつあるということだろうと思っておりますから、もう一度改めて血管の末端まで血が届くようにしっかりと国の施策を展開していただきたいというふうに思っております。

そういった中で、先ほども申しあげましたけども、地方にそういった活力が生まれたときに、次は何がやっぱり大事になってくるかという、やはりそれぞれの町、市、地方自治体の取組だというふうに思っております。それぞれの地域の方だと思っております。従ってそういったことはやはりしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。若者が定住するには、単に経済活動が行われるだけではなくて、そこに住みたいという魅力。それをやはり作っていかなければならないんだらうというふうに思っております。そういった取り組み、おっしゃるとおりそういった事に関してのプロジェクトチームを作るということも一つの方策だと思っておりますが、ただ本当にこれは総合的なやっぱり課題だというふうに思っております。そういった意味からはその総合計画の中で、やはり必要であれば、その部分を少し強化をしていくという様なことでの検討を加えるというようなことも必要になってくるのではないかなと思っております。総合計画の策定っちゅうのは、プロジェクトチームでやっております。関係するところでありますので、少し近藤議員さんのご提言も踏まえながら、この若者定住の施策としての総合計画における位置付けなり整理というのを、もう一度してみたいなというふうに思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。2時15分まで休憩です。

午後2時5分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。それでは近藤大介君の質問を引き続き行ないます。

○議員（1番 近藤大介君） 水入りをはさみまして次3点目に移りたいと思います。先ほどの2つめの質問、少子高齢化の中で、これから大山町のまちづくりが、大変だという質問に関連してくる中身になろうかと思っております。先ほどの質問の答弁の中でも町長から若干触れられましたが、地域自治組織の取り組みについてであります。

国や地方の財政が厳しい中、少しずつではありますが、今地方分権が進められています。国は地方自治体でできるところは地方に任せる、行政の最小単位であり、住民ともっとも密接に関わる市町村は、住民とともに住民主体の町づくりを行い、経費の少ない、スリムで効率的な行政運営を図っていくことだというふうに理解しております。自分たちの町・地域は、住民自らが主体的に考え守っていく、主体的にまちづくりを進めていくことが大切なんだろうというふうに思います。地域コミュニティの基本単位は、集落自治会でありますけれど、先ほど来、話しておりますように、地域の若者がどんどん少なくなり流出し、高齢化が進む中、従来の集落自治会単位では例えば農業用水の水路管理であるとか、地元の祭り、あるいは運動会への参加など、といったコミュニティ活動が困難な集落、あるいは自治会が出てきております。こうした状況を踏まえて、大山町議会としても昨年12月、地域の教育・福祉・産業・文化・伝統など住民主体の町づくりを行なうため、従来の自治会機能は残しながら、例えば上中山地区だとか、光徳地区、高麗地区など3町合併前の旧町村単位で新たに地域自治組織を作り、取り組んでいくことの必要性を提案したところであります。

そこでお互いの理解を地域自治組織に関するお互いの理解をさらに深めていくために町長に質問いたします。今現在、町で進められようとしています地域自治組織とはどのようなものなのか、組織化の目的、必要性、地域自治組織で行う事業、運営方法、あるいは既存の自治会との違い、また地域自治組織の組織化のスケジュール、および組織化に向けた行政が果たすべき役割とはどのようなものか、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは近藤議員さんの地域自治組織についてのご質問に答弁させていただきます。

地域自治組織とは、一言で言えば、地域のことは一番よく分かっている地域の皆さん自身で考え解決することができる組織だというふうに思っています。また、行政が示したものをこなすのではなく、住民の皆さんが地域に必要なものは何かを議論をし、問題解決にあたるという行政主導型の活動から地域の皆さん自身による主体的な地域づくり活動を行うことができる組織だろうというふうに思っております。

本町の現状は、少子高齢化等により人口が急激に減少し子育て世代の年齢層が少なくなり、集落の活力がそがれ、単独で集落活動の維持や祭りを執り行ったり、スポーツ大会に参加することが難しくなりつつあります。

また、集落の役員のみ手がないなど基本的な集落活動もできなくなる恐れがある中で、道州制の導入が検討されるなど広域の自治体化が考えられておるところであります。そうなりますと行政が隔々にまで、目配りをするのは、きわめて困難

になってくることが予想されますので、この自治組織を立ち上げ、自主的に地域の問題を解決する必要性が生じてきます。自分の地域で安心して安全に暮らすためには、まだまだ集落の力があるうちに自治組織について真剣に考えなければならない喫緊の課題であると思っております。

地域自治組織は、既存の集落を基本としながら、一定の範囲の集落での構成となろうかと思いますが、組織の運営方法や区域については、関係集落の皆さんと議論をし、自主的に決定をいただくものであると考えております。事業の内容については、現在各集落で取り組んでおられる伝統文化の継承や環境の整備、スポーツ活動などの自主的な活動に加え、一定の地域での住民自治活動が基本となろうと考えておりますが、これ以外にも行政との役割分担の考え方の中で、町が行っている事業を地域自治組織で行いたいと要望があれば、積極的に権限と財源を移譲するつもりであります。

町としては、このような必要性をとりあえず、10月には10地区の区長会長さんに説明をし、理解を深めて参りたいと思っております。さらに必要に応じてすべての区長さんをはじめ各集落の皆さんにも説明をして、町と一緒に検討していく住民組織づくりを進めてまいりたいと考えております。

議員の皆さんにおかれましても、地域自治組織に理解を賜り、住民の皆さんと積極的に話し合いを持っていただく中で、組織の立ち上げを推進いただきますことをお願いし答弁いたします。

○議員(1番 近藤大介君) 議長。

○議長(鹿島 功君) 近藤大介君。

○議員(1番 近藤大介君) 必要性について、町長なり町のお考えについては説明をいただきました。まあ、われわれと考えております認識は同じというふうに受け止めております。まあ来月からこの地域自治組織の組織化に向けて取りあえず各地区の区長会長さんに主旨を説明するというものであります。まあ、道州制の話なども触れていただいたところですが、要は先ほど来言っておりますように大山町が非常に少子高齢化厳しい状況になる中、行政として住民に対してサービスを行っていくことは今後まあますます難しいということなのだろうと思います。住民にとって、必要なサービス、住民でできるところは、住民自身が自ら考え行なっていかなければならないという非常に厳しい状況になってきたんだというふうに改めて思うわけです。

そういった中で若干繰り返しになりますけれども、10年後大半の集落で今以上に本当に若い世代が減り、子どもの数が減っていき、高齢化率も高くなっていくことはまず間違いないことだろうと思います。独居老人や、老人世帯も更に増えていく、若い人が少なくなる中で農地の管理や山林の管理はどうするのか。地域の伝統

文化をどう守っていくのか、地域の目がなかなか行き届かなくなる中で子どもの見守りですとか、あるいは火事や災害が起きたとき、どう対応するのか。本当に心配な点、地域で解決すべき点、多岐多様に亘り山積していると思います。住民の皆様にとっても、個別の問題についてこれまでもそれぞれ考えたり、あるいは漠然と不安に思っておられる方があったわけですがけれども、地域で地域としてそれをどう解決していくのかといった話し合いや協議の取り組みはこれまでやはり不十分であったのではないかと思います。これから進めていかれる地域自治組織の取り組みの中でですね、これを機会に是非とも各集落なり、各地域ごとに10年先自分たちの住んでいる集落があるいは地区がどういうふうになっているのか、それこそ町長の答弁の中でも冒頭ありましたが、地域のことは地域の方々が一番よく分かっておられるわけで、「だいたいあそこの家は跡取りさんは帰ってきならんし、おじいさんおばあさん、もうちょっと悪くなったら、例えば米子に住んどんなるところに行かれるな」とか、あるいは「この家は県外で働いておられるけれど、退職しなったら帰ってこられる予定だ」とか、10年先、子どもの数がうちの集落は何人ぐらいになるのかなどか、いうのは具体的に考えていただければだいたい地域の方、お分かりになるはずです。そういった地域、それぞれで10年先、20年先の地域設計を考えていただく必要が今あるように思います。そういった議論なりの推進をやはりこの地域自治組織の組織化を進めていく中で、行政に果たしていただきたい。そういった話し合いの場を設けるとか考えていただく、水を向けるといった部分を行政で進めていただきたいと思うわけですがけれども、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。近藤議員さんの再質問に答弁させていただきますが、おっしゃるとおりでありまして、答弁はいらないのかなというふうに思うくらいであります。あの、全く思いは同じであります。まあ、やはり特に大山町、合併して大きくなりましたから、そうすると今までのまちの中での名和、中山、大山の課題があるわけでありまして、それを町一つとして課題として捉えていくとやはり違いが出てくるわけでありまして。

同じようにやはり、大きくなればなるほど、その課題というものが薄まってしまっていて見えなくなってしまう。そういった中で少子高齢化で大変だ、少子高齢化で大変だといったって別にうちという地域の方もあるわけでありまして、もうそれが少子高齢化がそれどころかももう年寄りしかおらんといって大変だということもある。だからそこら辺のところはやはりどうしてもその大きくなればなるほど、それぞれの地域の課題が行政として手が差し延べなくなっていく、大きな行政の課題として取り組むことが難しくなってくるというのが、今の地域自治組織を作っていくなくちゃならない課題だと思っております。

従って先ほど来から申しておりますように、また議員さんがおっしゃるように、それぞれの顔の見える範囲、顔の見える範囲よく昔から馴染みのある範囲、こういった中でやはりその地域の、その地域としての課題、これをみんなで話しあい、みんなで解決していくという手段が地域自治組織だというふうに思っております。

従ってそういったのを今から推進をしていくわけでありませけれども、そういったものを作る段階では、当然やはりわたしはその地域としてのまちづくり計画、その地域としての将来計画というのをやっぱりその地域の中で話し合われることになるんだろうというふうに思っています。そしてこれは常にその地域の中で、そういった課題を共通課題として議論する中で、やはりその目標とする中で行政にやってもらわなくちゃならないことと自分たちがやることと、というようなことがやはりその中で明らかにされてきて行政の役割と住民の役割あるいは地域自治組織の役割というのにも出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、もちろん、そういったことをしっかりとわれわれまずご理解をいただくような取り組みをしっかりと進めていって、これはあくまでもやはり住民の皆さん、地域の皆さんが自分の問題として考えて取り組んでいただかなければ、押し付けでは成功しない課題でありますので、そういうふうな地道な取り組みをしていきたいというふうに思っております。以上であります。

○議員（1番 近藤大介君） え、町長以下職員の皆さん、われわれ議員も含めて住民と協力しあいながらこういった取り組みが進めていきたいというふうに申し上げて質問を終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、14番 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 14番の岡田ですが、2問の質問の通告をいたしております。通告どおり、読み上げて質問といたします。

一つ目、農業振興策の実施をあるいは充実を、本町の基幹産業である農業は、昨今の石油や家畜飼料、農業資材、肥料などの価格高騰により、経営が非常に圧迫されている。この重要な農業を守るため、今後もさまざまな振興策を実施していく必要があると考えます。

鳥取県では、これまでの農家個々あるいは産地個々のプランを支援し、農業の収益性を向上させる支援策に加えて、重要な産物について生産者と農業団体、そして行政が連携し、今後の方向に共通認識を持って進んでいくということで4つのビジョンを立てたようでございます。

(1)米づくりビジョン、市場評価の低い鳥取県産米に付加価値をつけて市場評価を高める。

(2)梨産業活性化ビジョン、鳥取県の梨産業は、価格低迷などで非常に衰退してい

っています。旬の鳥取梨ブランドの復活を目指す。

(3)鳥取県有機特別栽培農産物推進計画、これからますます食の安心・安全志向が高まります技術的支援を行ない面積拡大を図る。

(4)和牛ビジョン、昨年10月の和牛全国能力共進会で鳥取県は一定の成果は上げましたが、多くの課題が明らかになりました。これを契機に鳥取県の和牛振興を図って行こうと全国に誇れる和子牛、和牛肉の生産県を目指す。

以上4つのビジョンを策定したようではありますが、いずれも本町の農業振興策として必要な施策であると考えます。どう取り組んでいかれるのか町長のお考えを質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは岡田議員さんの農業振興策の実施についてというご質問に答弁をさせていただきます。

県の米や梨、有機・特別栽培農産物、あるいは和牛のビジョンなどは本町の農業振興策として必要な施策と考えているがどうふうに取り組んでいくのかということですが、稲作につきましては、鳥取県米づくりビジョンを基に「大山町水田農業ビジョン」を作成し、農業者や集落の自主性と創意工夫による自立できる経営体の育成、集落の条件に即応した稲作と他作物を組み合わせた水田利用を図り、持続可能な稲作を推進するとともに、減農薬、有機米など消費者ニーズに即した稲作栽培にも関係機関と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

梨については、鳥取県梨産業活性化ビジョンの中では鳥取県オリジナル新品種のなつひめや、新甘泉などのブランド化と、特産二十世紀梨の生産安定を図り、旬の梨を供給できる産地づくりをめざしており、平成20年度から新規事業が組み込まれたところがございます。

本町では、9月補正予算で「鳥取県次世代鳥取梨産地育成事業」の予算化をしていただいたところであります。補助事業に町の上乗せ補助を行うなど引き続き安定した営農が出来るような取組をしてまいりたいと考えております。

次に、有機・特別栽培農産物についてであります、「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」が策定をされ、県でも重要施策として位置づけられております。現在、本町ではJAS有機農産物認定団体などが14団体ございます。今後も大山農業改良普及所、鳥取西部農業協同組合及び大山恵みの里公社等と連携し、有利販売できる仕組みづくり等を検討し、認定団体等の増加や栽培面積の拡大を図ってまいりたいと考えております。

和牛振興につきましては、今年の第9回全国和牛能力共進会の開催を契機に高揚している生産者の意欲を和牛振興や和牛肉の消費拡大につなげるために、優秀な和牛

生産を目的とする優良雌牛導入保留奨励事業等を引き続き行うとともに、先般西部地区で立ち上げました西部和牛王国建設委員会を中心に、観光とも結びつけながら和牛産地として県内外にPRしてまいりたいと考えておるところであります。以上であります。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） わたし前々からまああの、日本の政策といいますか資源群の乏しい国であるから工業製品を優秀な工業製品を作ってそれを輸出し、そして安い農産物を輸入して、それでやっていく方針でずっときているわけですが、最近になって中国やインド、これらの人口の多い国などが所得の向上で、食生活等が非常に向上してきたといいますか、農産物を多く消費するようになってきております。あの、以前から思うんですが、ヨーロッパの諸国とかアメリカとか非常に多大な保護政策といいますか、農業を非常に重要政策課題として、農業に対して非常に保護、多大な保護をやっているようでございます。持論としてわたしも日本もそういう保護政策は必要ではなかろうか、特にこれから世界的に食料が不足してくる状況にあっては、そういうことが必要ではなかろうかと考えます。

まあそれはさておきまして、鳥取県の米は全国でも一番安い方だそうです。わたしも米作りしておりますが、結構大山水系のお米はうまいと思っております。知り合いとか遠くの知り合いなんかにあげても結構うまい米だという評価は受けております。そういう面から非常に評価が低いというのは不満でならないんですが、そこから辺のもっと鳥取県の米、あるいは大山町の米が高く売れるような施策は必要、何かできないだろうかということを考えています。この間大阪ファンクラブに参加させていただきましたが、もうちょっとこれらでもお米他他の産品も売れたらなと感じた次第でございます。何かその米をもうちょっと高く売れる政策とかは考えてございませんか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岡田議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。まあ先ほどおっしゃいました農業に対する国の施策、わたしもある意味岡田議員さんと同感でございまして、特にこういった食の安全安心が叫ばれる中、輸入農産物等に大変不安を抱かなければならない、そういった状況の中で、やはり、安心して安全に食事ができる。そういったことをきちっと国として保障していく必要があるんだろうと思っております。そのためには、やはり国内の農業というものをもう一度見直し、その役割というものを単に農地の保全、国土の保全だけではなくて本当に食料、国民の食料を保障するというという観点からやはり考えていく。そういうことが必要で、な時期だと思っておりますし、また、そういった方向に今なるんだ

ろうなというふうに思っております。そういったことが進んでいくことによってやはり農村地帯にもまた人口が戻ってくるわけでありまして、活力が生まれてくるんだろうなというふうに思っております。農業というのがやはり、その、この地域でやはり産業としてキチッと成り立っていくには、ああいった農家の所得保障がきちっとされなければそれは成り立たない訳であります。そういった中ではこの施策というのが先ほどの近藤議員さんのご質問にも繋がることになるのではないかなというふうに思うところでありまして、国の農業施策の転換を大きく期待をしておるところであります。そういった中で米を高く売りたい、同じ思いであります。やっぱり自分で作る物は一番おいしいんでありますから、気持ちは十分に理解はいたしております。

ただやっぱりその評価というものは、それぞれ市場が、消費者がやはり選択をするということでもありますので、やはり米の、おいしい米を作る努力はやはり怠ってはならないと思っておりますし、やはり気象条件とか、色んな作付け条件の中で、やはり味の違いも出てくるんだろうというふうに思っておりますが、大山町としても、実はこれも一つのブランド、イメージ作りも大事なことであります。単にあそこの米がうまいと思って食味を比較してみたらそうでもなかったなと、今数字で出てしまうというのも一つはあれなんですけれども、ただ数字で出たことが本当においしいということが言えるのかとこれまた一つの問題だと思っておりますが、日南町が今、日南の日野川源流米という名称の中で今、非常に市場の評価を得ておるところというふうに聞いておるところであります。大山についても大山水系の水の中で本当においしいお米も出来ているんだろうというふうに思っております。それも、実は大山ブランドの中で、大山恵みの里の一つの中で、やはり米もその中で取り上げていく必要があるのだらうと思っております。具体的に今あるところと、米についてもあるところの米を今、ちょっと、あるところとしか今日は言えませんが、商談を今、進めておるといふような状況もありまして、そのことをやっぱり認めていただくということが大事だなというふうに思っております。その中には有機、有機米を作るということで非常に有利販売に繋げている方もいらっしゃるというふうに聞いておるところでありますので、町全体で米を高くとはなかなか難しい訳でありますけれども、やはりそれぞれ、農家の皆さんなり、地域の中で工夫をしながらその米の特性を出して高く、有利販売に繋げていくということ。それが、自由に米が販売が出来る中で出来る施策だと思っておりますので、そういった取り組みを一緒になって進めていければなというふうに思う次第であります。以上であります。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 次の質問に参ります。大山地区バス運行の見直し

は。大山地区バス運行の大幅改定で、便数が減り米子まで直行であった運行が、大山口駅までとなり、バス利用者から大変不便になったと猛反対が起きました。数ヶ月後に米子方面あるいは佐摩方面への乗り継ぎ便が設定され、また乗り継ぎ運賃も10月1日から通し運賃に改正されるようであり喜ばしいこととございます。しかし、当初よりは便利になったものの、まだまだ利用者にとって、乗り継ぎは大変な不便さがございます。県知事は、「公共交通は、市場原理・企業経営、経営だけにゆだね、ゆだねられる問題ではなく、住民の立場に立って社会政策として展開すべき課題である」と言っておられ、いらっしゃいます。また、担当部長は、住民ニーズに合致した公共交通手段を確保するためにその地域を支援するという基本的な考え方に立ちたいとも言っております。利用者側も、乗車率向上に努力しなければならないと思いますが、県では、10月以降に適用する新たな支援制度の検討を各市町村と行なったようですが、本町ではどのような要望を出されたのか、住民が、から要望の多い米子直行便の復活は出来ないか、町長に質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは岡田議員さんの大山地区のバス運行の見直しについてのご質問に答弁をさせていただきます。大山地区の路線バスにつきましては、昨年10月、鳥取県の広域路線バス補助制度の見直しに伴い、バス路線の大幅な再編を行いました。この見直しは、バス利用の実態調査から運行時間や経路が利用ニーズに合致していないこと、広域での利用は多くなく利用者の多くが大山口駅でJRに乗り継ぎ米子方面に移動されることなどの利用実態を踏まえて、それに見合った利用しやすい運行形態へと移行するとともに、すべての路線を町内完結型に変更したところでございます。

しかしながら、この変更に対する住民、バス利用者の皆さんからの多数の意見、要望を考慮した結果、本年3月15日から米子までの直通1往復を復活し、さらに関係機関のご理解により淀江線を大山口駅まで3往復延長していただき町内路線バスに接続をし、米子方面に行く乗継便3便を確保したところでございます。さらに、国の機関の方針変更に伴い、以前から要望のあった直行便と乗継便との間に生じる運賃格差が解消され、本年10月1日から同額運賃での利用が可能となったところでございます。確かに、乗継便は、直行便と比較をし不便な点がありますが、直近の乗降調査では、乗継便で広域利用される方は、1便平均0.45人と極めて少数であるのも事実であります。町民の皆さんのすべての声を拾いあげることにはできませんが、引き続き、利用実態を見ながらニーズを把握し、利用者の利便性の向上に努め、現状に即したよりよい見直しを続けてまいりたいと考えております。なお、現時点で、県の補助制度は10月以降の平成21年分は、内容によっては若干の補助率の引き下げはありますが、概ね現行の補助制度が適用されることが決定をいた

しておりますし、平成22年以降の制度のあり方については、国庫補助対象路線も含め、今後、県と市町村で協議を重ね、来年2月を目途に方針が出される予定となっております。いずれにしても、県との協議の中では、県知事の議会答弁にもありましたように、バス路線補助に限らず、いろいろな工夫のなかで、今の時代にあったリーズナブルな公共交通の手段の確保を実現できる補助制度を要望してまいりたいと考えておるところであります。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 一番のネックは利用率の向上だろうと思いますが、朝の特に通学の高校生なんかマイカーで大山口駅までかなりの人数で送って、個々に送ってきていただいております。ああいう方々がもうちょっとバスを利用してくれたらバス運行にも非常に有利になるのだがなと思ってみているわけですが、この利用率向上が一番のネックだろうとは思いますが、この、乗継便で利用される方が一便平均コンマ45人と非常に少ないわけですが、これあの、乗継便を直行便にした場合の大山町、それから、米子市の負担は変わらないんじゃないかと思いますがその点はどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岡田議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。乗継便を直行便にした場合の、負担は変わらないかということですが、これは変わります。大山寺なり佐摩から米子までの直行便の場合はその一つの便でありますから、その便の距離によって全体の収支を負担をしていくわけでありまして、一つの便として考えます。

ですから、乗継便ですと、米子、大山、まあ、淀江線のバスと大山口、大山口佐摩線、大山口から佐摩なり大山寺線というのは全部これ町内ですから町がみます。単町で見ます。それから大山口から米子の便、これにつきましては大山口から米子までのルートの中での距離の按分にいたしますので、それを直通にすると要は大山口の、大山町の距離が伸びますから米子なり、日吉津の負担が増えるということになるわけでありまして。従って乗継便を淀江から大山口まで伸ばしていただいたことも、これは今津までだった分を大山口まで伸ばしたことによってこれは大山町だけではなくて米子や日吉津にも負担が生じているということでありまして。今津まででしたら米子と日吉津で負担が済んだ分でありましてけれどもそういったことで直通便にすると大山、米子市なり日吉津村の関係の自治体の負担が増えるということでありまして。以上であります。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 非常に費用対効果からいきますとなかなか難しい問題でございます。私らも要望だけやっとなんではすまないんで利用率向上等そこから辺をもっともっと考えていかねばならないとは考えます。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） それでは最後の質問となります。13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） はい。13番小原でございます。今定例会の一般質問の最後でございます。町長に一点だけ町長に、あらないな。町長に一点だけ質問してみたいと思います。

それでは一般用紙を朗読さして質問に代えさせていただきます。私は、町民を代表いたしまして、あ、首長選挙の取組みは。というタイトルでやります。わたくしは、町民を代表いたしまして、町長が来春、来年春に行なわれる予定の首長選挙に出馬され、引き続き町政を担当される意志の有無について質問をいたします。

町長は、旧名和町の時代から通算3期10年間、地方自治を担当されて多くの実績を残され、新町においても、教育・医療・福祉を始め、行政改革の最中でありま。21世紀のこれから、これからの地方自治は、地方分権、住民自治、住民主権の、が大きな課題であり、首長や議員の姿勢が問われるところでありま。

町長は、10年間を振り返って、思い出や多くのご苦勞がおありのことと思いますが、地方自治について何を期待し、どう取り組もうとされているのかその考えを質します。最後に町長、政治は決断であります。決断が政治であり、あります。町長の決意の程をお聞かせ願いたいと思いま。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは小原議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。振り返ってみますと平成11年、4月町民の皆さんのご支援、ご支持をいただく中で、旧名和町の町長に就任をさせていただきました。それから町長職、早いもので10年目を、の年を迎えておるところであります。ご承知のように非常に短気な性格でもございますし、わがままな男でもございますが、町民の皆さんや、職員の皆さん、多くの皆さんのご理解やご指導をいただきながらなんとかここまで職責を果たせておれること大変感謝を申し上げる次第であります。

特に合併後の新町の町長にも就任をさせていただいたわけではありますが、私の役割としては合併協議会で多くの皆さんと共に議論し、作り上げたまちづくり計画、これを実践をし、そして持続可能な新大山町とするその道筋をつけることが私の使命であると、いう思いの中で、精一杯今、取り組みをさせていただいておるところであります。いや、今、国や、地方とも大変厳しい財政状況の中でありまして、合併の選択をしたわけでありま。そういった中で、合併の選択をしたわけでありまして、その合併によるそれぞれの地域の変化、それにのみならず、行財政改革によ

る住民の皆さんの負担感などから、色んなご不満の声もお聞きしているのも事実だというふうに思っております。

しかしながら、議員の皆さんや、多くの皆さんのご理解をいただきながら、新大山町として持続可能なまちづくりの道筋は今出来つつあるものというふうに理解をしておるところであります。地方分権の時代を迎える中、地方の時代と言われてはいるものの、財源はなかなか国からやってまいりませんし、引き続き厳しい行政運営が続いているところでもあります。

しかしながら、これから求められる地方自治とは町長や、議員、或いは職員の力だけではなくてやはり、住民の皆さんの力が大きいというふうに思っておるところであります。その力の差がまちの活力の差に繋がる時代ではなかろうかというふうに思っております。その力を引き出し、共にまちづくりに取り組む事、またそういった体制を構築していくことが私どもの使命であるというふうに思うところでもあります。その先頭に立ち、引き続きその役を担う気があるのかというご質問であろうかというふうに思っておりますが、これは大変重要で、重大な役割であるというふうに思っておりまして、私1人で判断することのできる。そういったことではないというふうにある意味では思っております。これからご支持、ご支援いただく方々や、多くの皆様のご意見をお聞きしながら判断をしてまいりたいというふうに思うところでもあります。以上であります。

○議員（13番 小原力三君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 追求質問というよりも再度確認ということで、ひとつ吉原議員が言いましたけれども、地方自治体の首長の使命は、ということで、ちょっとお聞きいたします。

今私が最後にですね、政治は決断と。決断は政治であるということをお願いしましたが、最近の現象では政策採用の意思決定を先送りする市町村長が目立つ、目立ちます。たぶん2期目や3期目の再任を考えてのことだろうと推測するところがございます。意思決定を引き、長引かせてしまうと、長引かせてしまう感があります。こんなトップがいる自治体では危機管理、出来るわけがないんです。災害時の首長の使命はスピーディーに意思決定をすることであろうと私は考えておるところでございます。町長の、もう一度出馬するか、本当にこれスピーディーに自分のことなんですから、自分のことを自分で言えない町長どうするんですか、やってくださいと。はい、出るんだ、わいは次の政権を担ってまたこんなことがやりたいんだと。アピールいいチャンスでないですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。小原議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

私は決断はする、すべきところはきちっと決断しておるつもりでありますし、間違っても先ほどありましたように、選挙を考えて先送りをするというような考えを持って私は仕事をしたことは一度もありません。やはり、その与えられた任期の4年間の中で、やるべきことはきちっとどうであれ、私は判断をすべきだと思っておりますし、そういった姿勢の中でやってきたつもりであります。

従って自分が進める中で次の立場、2期3期を考える時に2期目では不利になるだろう、3期目ではそれはなんという、そんなような考え方で一切物事を考えたつもりはありませんし、今もそういう考えはございません。従いまして私はその判断すべき時はきちっと私なりの判断をし、指示をしております。そのことが一番大事な使命としては先ほどおっしゃいましたように町民の財産、生命、守ること、これが一番のトップとしての使命でありますから、そういった判断に躊躇するようなことではならないというふうに思っておりますし、そういうふうに心がけているつもりであります。そのことと、そういう考えでありますから、ですから、時期、出るか出ないかということも含めて、それをその、当然、判断すべきときには判断いたしますがそのことと今おっしゃることの判断能力との問題とは少し意味が違うんではないかなというふうに思っております。以上であります。

○議員（13番 小原力三君） 議長。まあ、いちおう…。

○議長（鹿島 功君） はい、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 一例を述べただけでありまして、そういうことで、町長に自分自身のこと、先ほども言いましたように、自身、自分自身の意思決定のことなんですから、それは答弁していただいても結構じゃないかなというふうに私は思うわけですが、もう一度できんと言えどももう三問目ですからしつこくなりますんで言いませんけども、だけどもやはり、町民はやはり関心を持っている。いや次はどんな施策でどういうことをやってくれるんだと、いうことを期待しているわけですよ。そのことを一言付け加えて私は終わりたいと思いますが、町長いかがなものでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、まあまだ7カ月もあるわけでありまして。今ある課題をしっかりと、捕らえていかなく、いって進めていかなくてはならないというふう思っておりますし、あの、確かに私のことかもしれないませんが、私1人でそういったことが出来るものでもありませんので、やはり多くの皆さんの私に対する評価なり、また、私に対する期待、私の役割、そういったものをやはりきちっと踏まえた中で、決断をしていきたいというふうに思うところであります。これは自分自身の評価を自分自身が独りよがりになってはならないというふうに思っております。以上であります。

○議員（13番 小原力三君） 終わります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これで散会いたします。次会は9月26日の金曜日に会議を開きます。開会時間は午前9時30分といたします。本日はご苦労さまでした。

午後3時5分 散会